

入社前に知って置くべき知財の仕事術

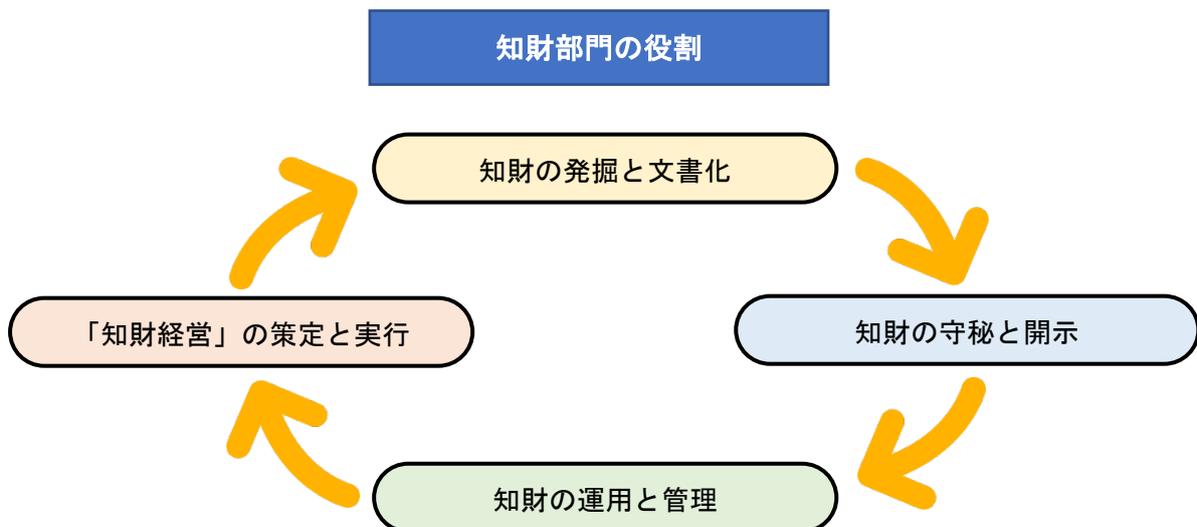
知財部門の組織は、会社の規模によって夫々違いがあります。基本的には出願系、法務系、管理系に分けられています。**出願系**は出願書類の作成が主な仕事です。特許事務所との連携の良し悪しが品質に影響します。出願系は翻訳と調査も含みますが、別組織、あるいは子会社に行っている会社もあります。

法務系は知財係争（訴訟・裁判）が絡んできます。特許法律事務所との信頼関係が求められます。結果次第では会社経営に大きな影響を与えます。

管理系は知財業務の標準化、社内の知財教育、知財戦略の策定など多岐に及んでいます。新しい動きとしては「知財経営」を推進する特命チームを部内で編成している会社もあります。課題は「デザイン思考」が描ける人材確保のようです。

知財の仕事に就きたいと考えている人が知財の役割と仕事内容を知り、自分のやりたい仕事が少しでも見えてくればと思います。（発明くん 2021/03/09）

★この資料は IPMA の活動に、ご支援ご協力いただいている先生方の（*）寄稿論文から、発明くんが抜き出して整理編集したものです。本文は、当ホームページ「寄稿論文の公開」へアップしています。例えば、英語力を高めるには英文特許から学ぶのが早道といった教材もあります。（*）石田正泰、篠原泰正、嶋 宣之、玉井誠一郎、長谷川公彦、久里谷美雄（故人）



知財の発掘と文書化

01	知的財産の種類と特徴	02	知的財産の発掘
03	開発成果やノウハウを「知財化」する	04	そもそも、文書とは何か！
05	発明の要件	06	発明の評価
07	特許調査の目的と種類	08	特許公報を読む特訓
09	強い特許へつながる発明提案書	10	【請求項】とは、なんだ！

知財の守秘と開示

11	「守秘知財」と「開示知財」	12	出願から特許権利化までの流れ
13	特許法第 36 条	14	関連法案：「不正競争防止法」
15	関連法案：「先使用权」	16	国際出願の手続き
17	グローバル知財：意味不明では戦えない	18	「IP 戦争」は言語の戦いである
19	「世界基準特許明細書」を作る	20	翻訳ソフトの支援を受ける

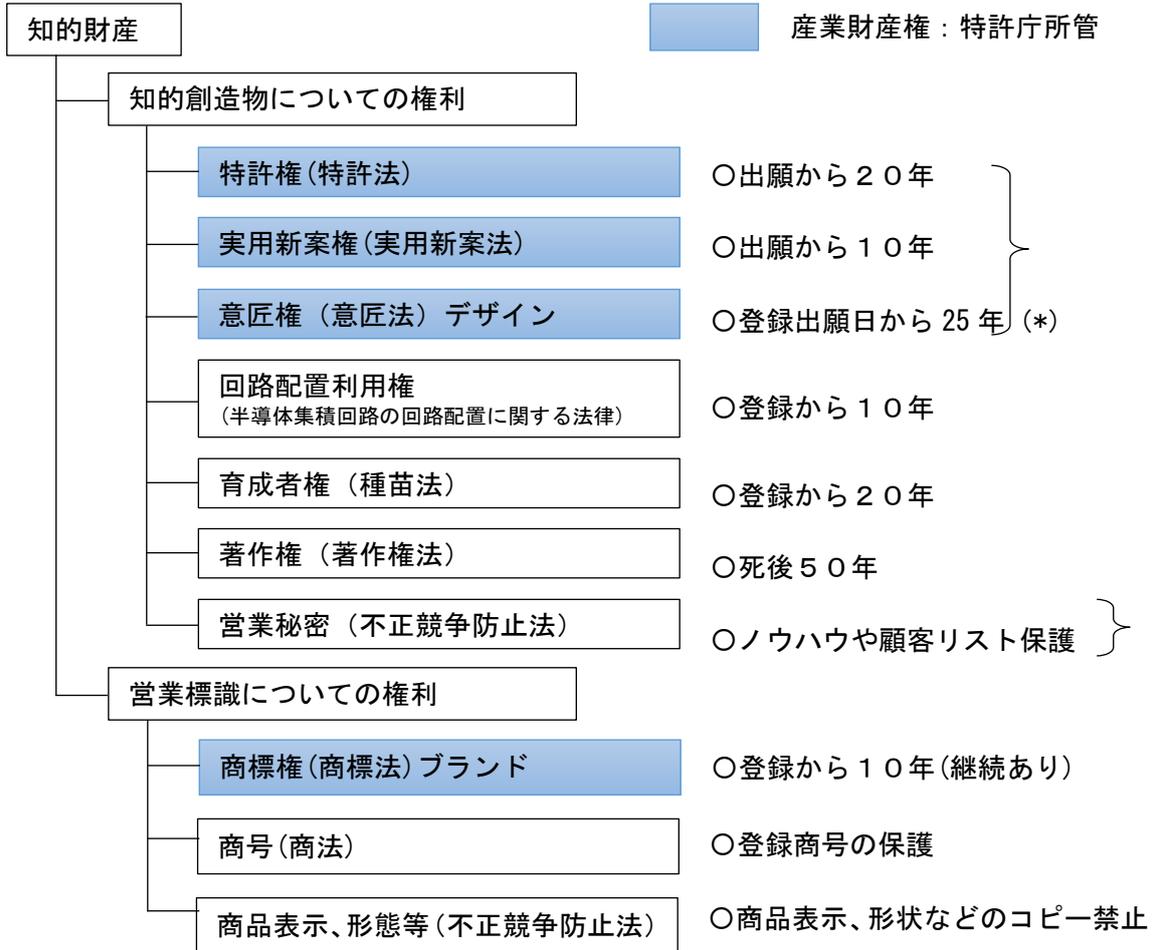
知財の運用と管理

21	知財部門の仕事	22	知財が経営に浸透しているとき
23	知財業務のシステム化	24	知財係争への対応
25	知財契約：ライセンス契約	26	発明奨励と褒章制度
27	守秘文書の管理：タイムスタンプ	28	無駄をなくす；知財業務の改善
29	無駄をなくす：知的財産の棚卸	30	知財部門のテレワーク管理

「知財経営」の策定と実行

31	「知財経営」とは、なんだ！	32	孫氏の兵法から学ぶ「知財戦略」
33	会社経営と情報の関わり	34	知財部門の働き方が変わる
35	知財のグローバル化は避けられない	36	グローバル知財で求められる「知財力」
37	「IP ランドスケープ」とは、なんだ！	38	創造技法を身に着ける
39	筋の良い発明を生む「知的基盤」	40	知財マインドが上がる「知財教育」

01. 知的財産の種類と特徴



(出典: 玉井誠一郎)

知的財産権は、その対象物によって各種の法律で保護されています。しかし知的産業が生み出した新しい技術の登場で、近年はこれから既存の権利保護の法的枠組みでは保護できないものも出てきています。

◆特許権、実用新案権、意匠権は、出願・登録により強い**排他権**を持ちます。

◆営業秘密は、守秘管理することで情報を**保護防衛**します。

(*) 令和2年4月改正: H19/03/31までの出願については登録日から15年です。

02.知的財産の発掘

アイデアを発明に、発明を特許にするプロセスを身につける

発明は企業活動の中で、あらゆる場所で絶え間なく生まれています。技術者から発明届書が届くのを待っていたのでは、会社は元気になれないと思います。

優れた発明があるのに気づかず出願しなかったために、事業の優位に立つべき武器（権利）を持たないことで、得られるべき利益の確保が出来なかった。あるいは出願が遅れたために、同一の「発明・考案」が他人によって権利化され、その他人から権利を主張されて打撃を受けることもあります。

技術者自身、発明が生まれていることに全く意識していない場合もあります。また、発明になるかもしれない、と気づいていても、それが発明の卵であるのか、あるいは完成された発明なのか、適確に判断することが出来ない場合もあります。発明を特許にするのは知財担当者と技術者との信頼関係です。知財マンの「聞き取り上手」が、強い特許を作ります。



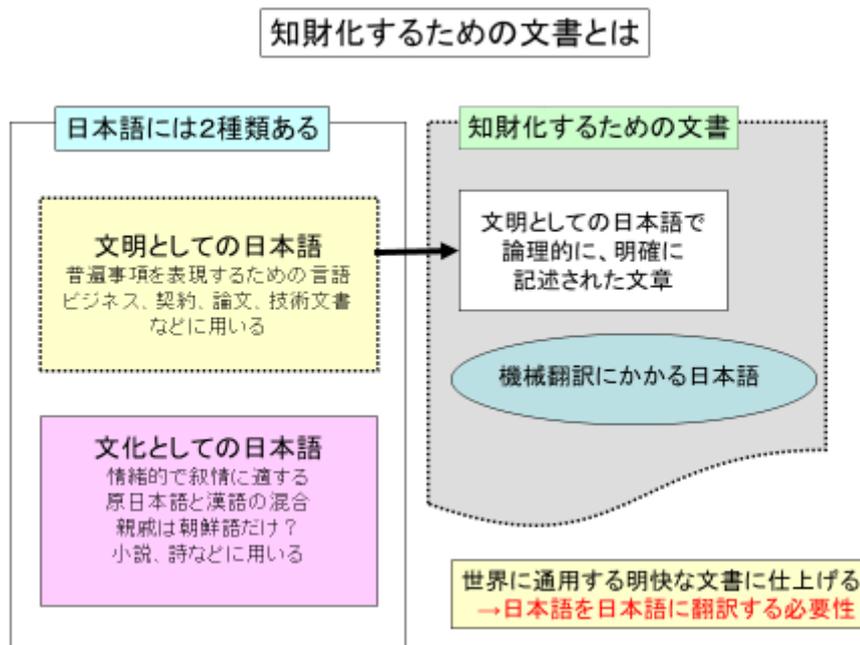
03.開発成果やノウハウを「知財化」する

「知的財産化」とは、

1. 発明、知恵、製品等々を知的財産化 (Intellectual Property) すること、
2. 知的財産は言語で記述し、それを文章に定着させること、
3. 文章は分かりやすく明快であること、
4. 「物・事・考え」が、誤解なく伝わる文章であること、
5. 世界で通用する、戦える文書になっていること、
6. 意味不明の文書では「知財化」することはできません。

IPI 2013

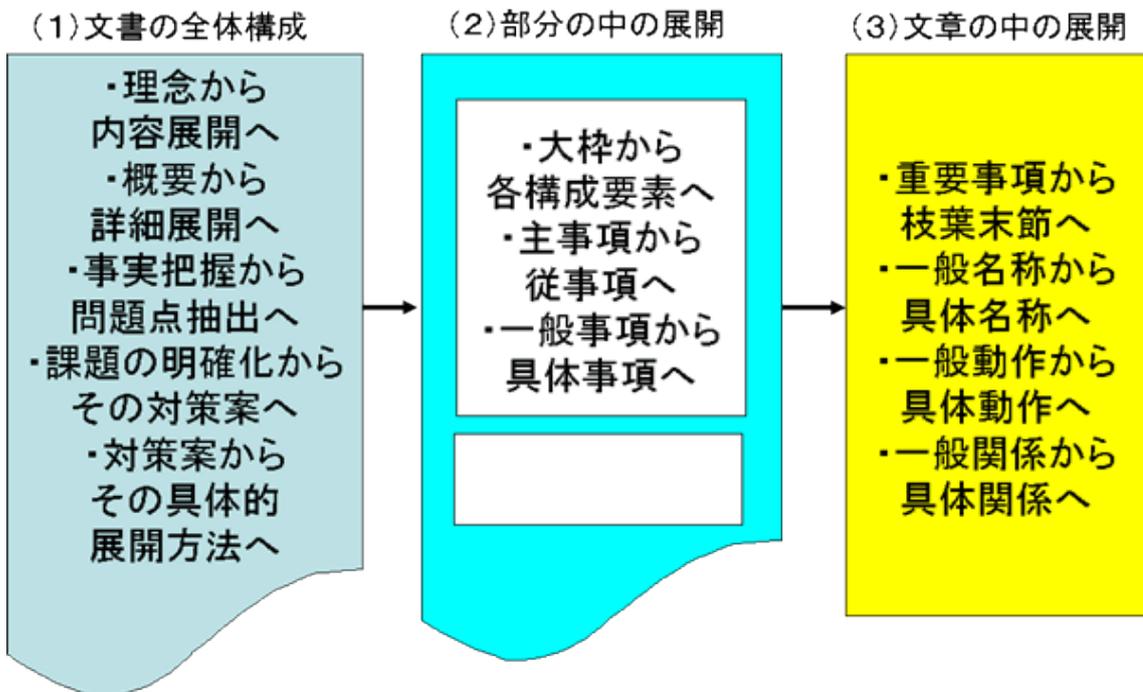
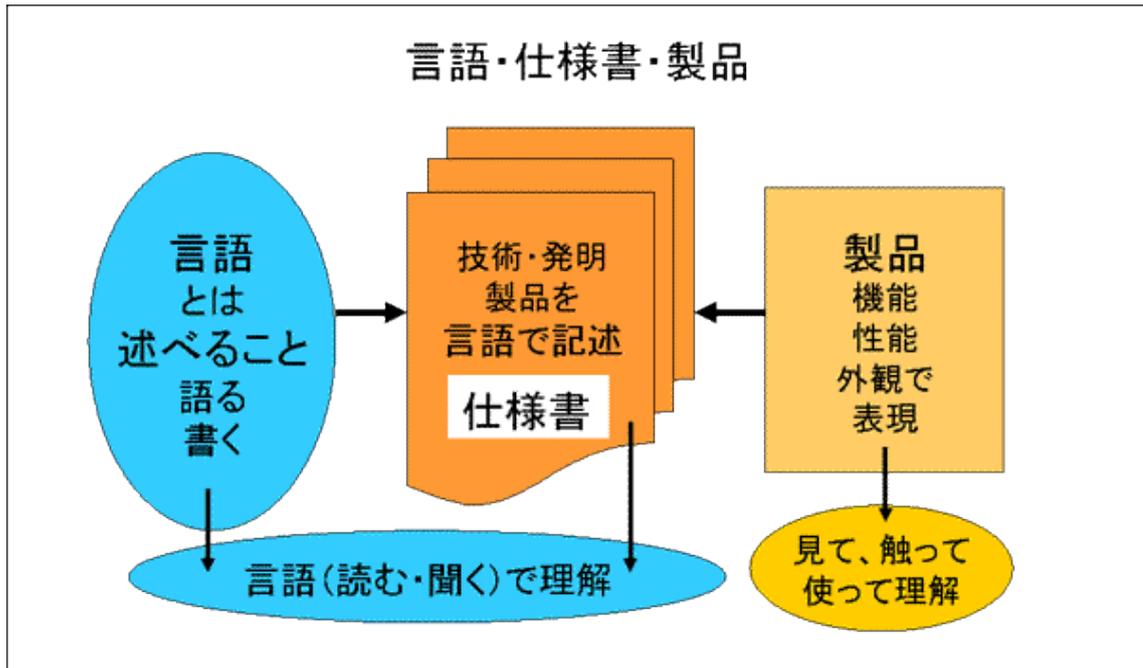
© S.Tamai



【出典】:玉井誠一郎

04.そもそも、文書とは何か！

文書は、自分の「物・事・考え」を正確に伝える為の道具です。「物・事・考え」を伝える為の文書構成は、論理的に展開されていることです。

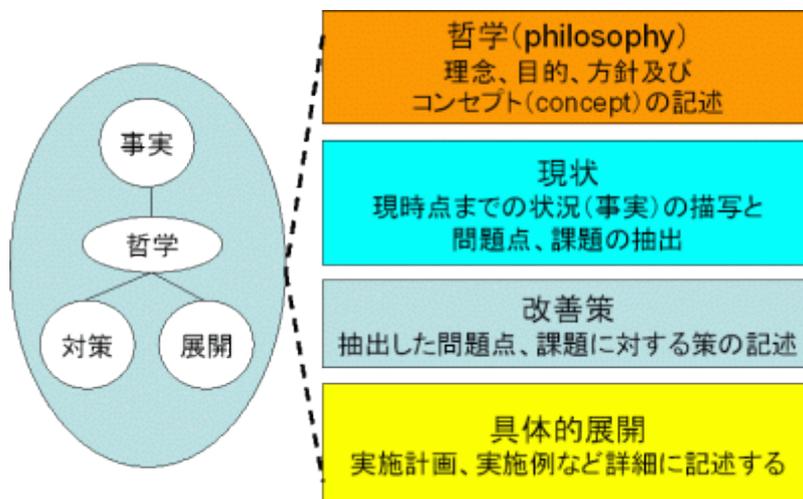


文書を作成するには、「心・技・勇」が必要です。

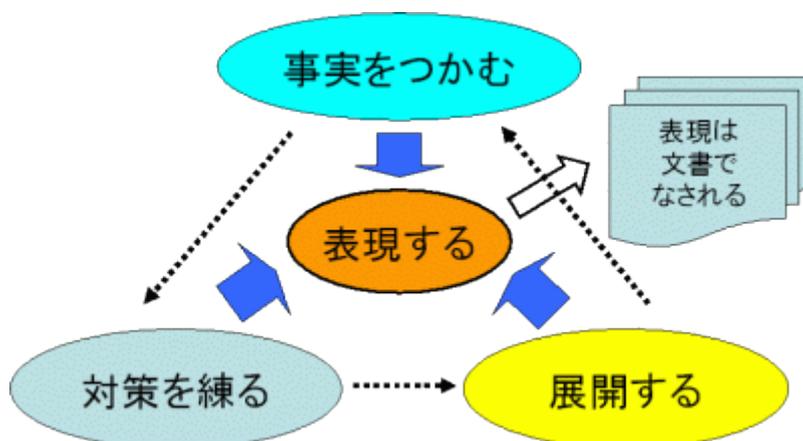
「心」: 他者に対する配慮・礼節 「技」: 伝える能力、伝える為の知識

「勇」: 公表する勇氣、言い切る勇氣

国の経営に於いても、地方自治体の経営に於いても、企業の経営に於いても、図で示されるように三つのプロセス(事実・改善・展開)をグルグル廻しているのが経営です。



何かを生み出す仕事とは、「事実・改善・展開」をグルグル回すことです。



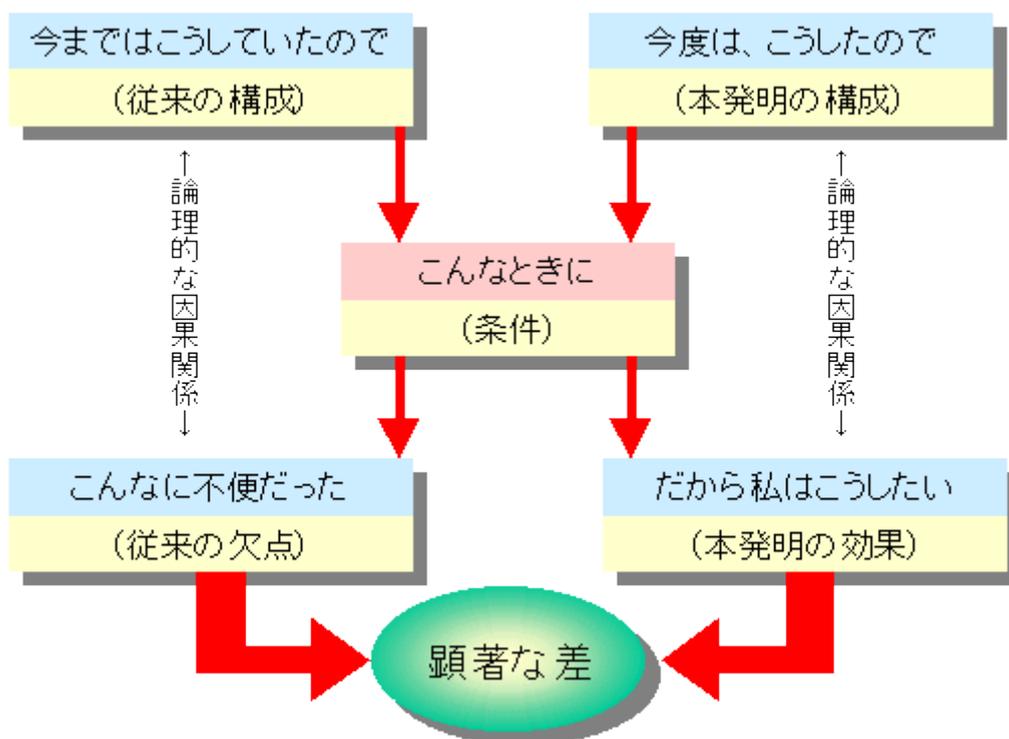
(出典: 篠原 泰正)

05.発明の要件

発明の4要素とは

- ①「発明の目的」=解決課題=問題提起の文章
- ②「発明の構成」=解決手段=技術説明の文章
- ③「発明の作用」=解決原理=技術説明の文章
- ④「発明の効果」=実施可能=実証、検証の文章

つまり、「解決課題」、「解決手段」、「解決原理」、「解決結果」で、発明の必須要素の全てが分かります。

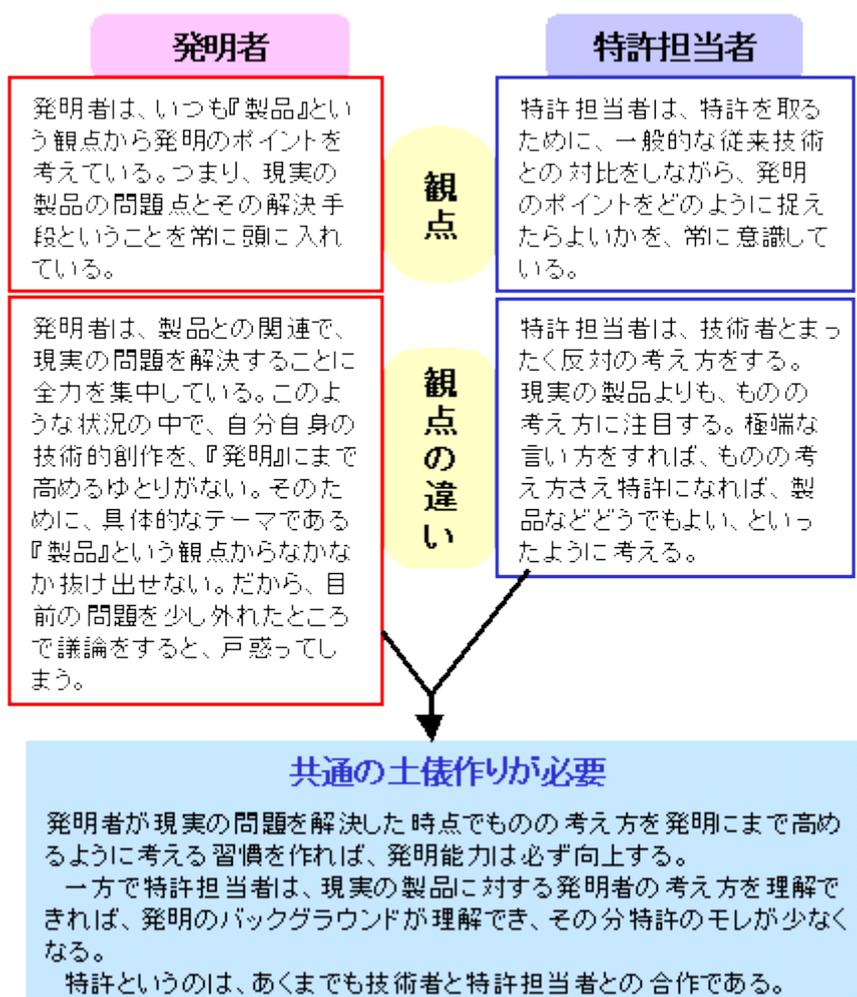


1. 従来技術を分析し、発明が解決しようとする課題を、従来技術との関連において記載されます。
2. 従来技術には、どのような問題点があったか、従来技術では解決できない、どのような問題点があったか、当業界では従来どのようなことを願望していたか等が具体的に記載されます。(出典:弁理士 嶋 宣之)

06.発明の評価

発明者と特許担当者との共同作業で行われています。

1. 権利(状況・強さ・範囲)の評価
2. 技術(独創性・難易性)の評価
3. 市場(売れるか・競合は)の評価
4. 事業(成長性・持続性)の評価
5. 技術の独創性、技術の実用性、技術の代替性、技術の重要性、技術の必要性、技術の寿命などを、共同で評価します。



(出典:弁理士 嶋宣之)

07.特許調査の目的と種類

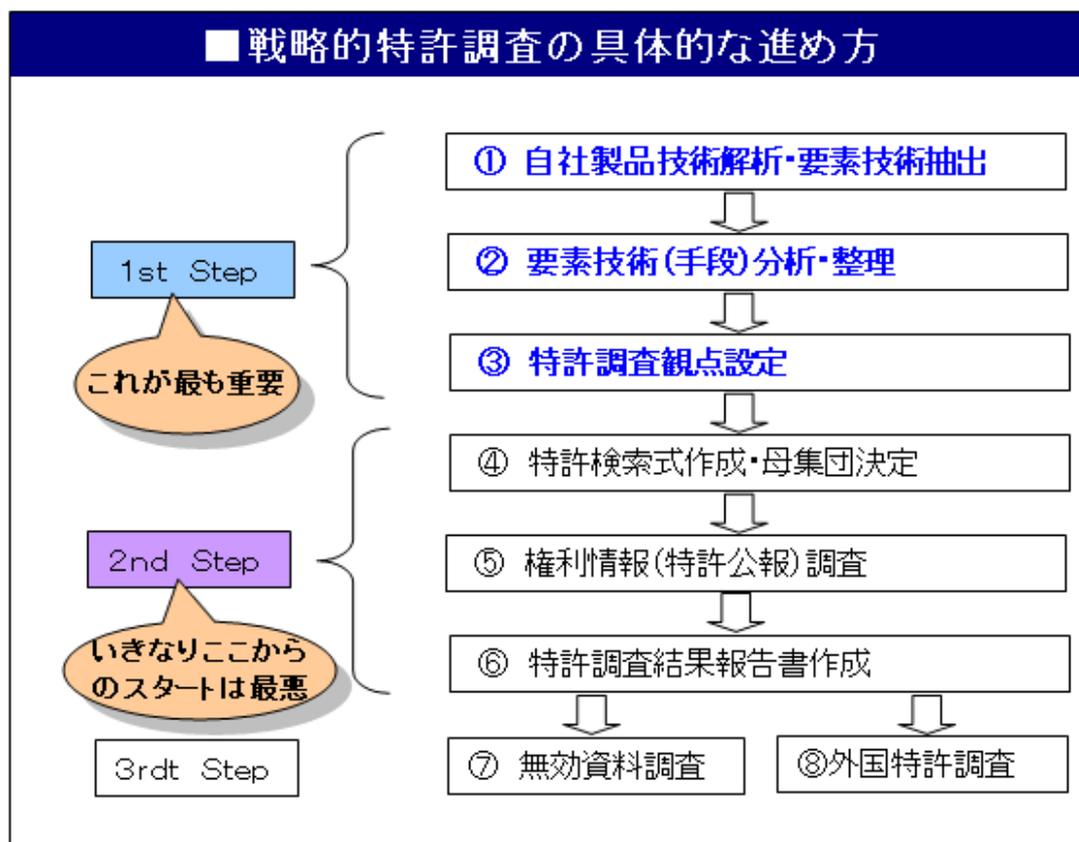
特許調査の目的は？

- 1.知財の安全を確認: 他者の権利を回避し、知財係争に巻き込まれない。
- 2.自社事業の優位性を確認: 自社が自由に開発できる技術領域の確保。

特許調査の種類は？

- 1.(先願)先行調査: 特許出願する前の先行技術調査、
- 2.(公知)無効資料調査: 特許の不成立を証明する公知資料調査、
- 3.侵害予防調査: 他社の権利侵害の予防調査、
4. 技術や企業動向の情報収集調査などがあります。

何れにせよ、予備検索で試行錯誤しなければ最適の母集団は形成できません。



1. 日本特許庁電子図書館(IPDL)の利用について

誰もが、何処からでも簡単に無料で特許情報を検索できる環境にあります。まずは関心ある技術や企業の情報を取り出して付与されている特許技術分類やキーワードをチェックすると良いでしょう。

2. 国際特許分類(IPC)検索について

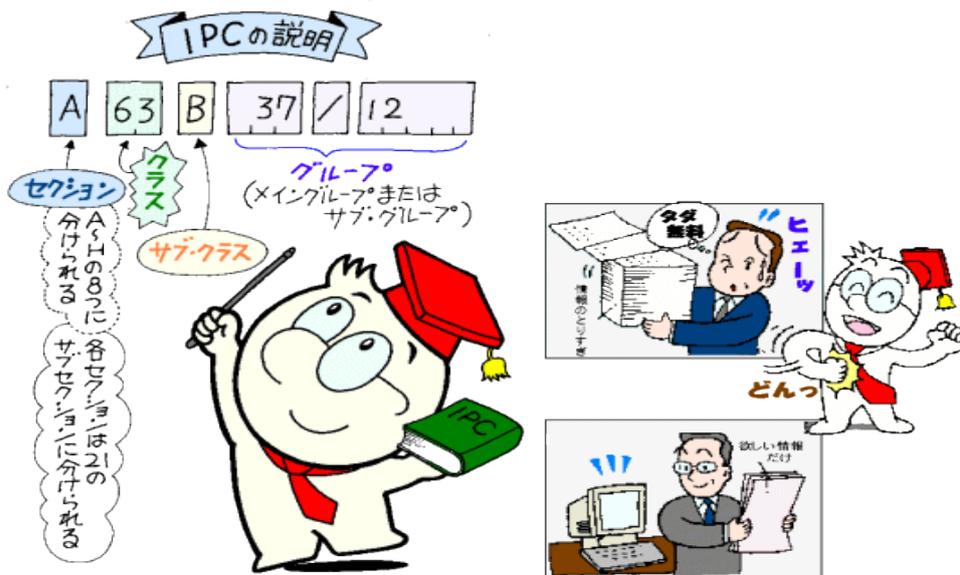
特許調査は国際特許分類とフリーキーワードの選定などが重要な手がかりとなります。(IPCの説明は特許庁ホームページへ)

3. FI(ファイルインデックス)検索について

IPCをベースとして、これを更に細分化することを目的に、作成された特許庁審査官向けの日本独自の分類です。分類体系はIPCと類似していますが、まったく同一ではありません。

4. Fターム検索について

特許庁がファイルインデックスをもとに、機械検索性の分類体系として開発したのがFタームです。横断的、多面的な検索を可能としています。理屈的にはFタームを使えば特許庁の審査官と同じような調査が可能ですが、Fタームの体系を理解する必要があります。(Fタームの詳細は特許庁ホームページへ)



08.特許公報を読む訓練

日本特許公報は、お上が発令するお役所文書と同じで、読み難さ分かり難さは、多くの人が指摘しています。“こんな読み難い文章を読む仕事は、もう嫌だ！と特許嫌いになれば困ります。読み難い特許公報と付き合うのは大変しんどいですが、次の方法で挑戦してみてください。

特許公報に慣れない段階では、第一段階に示される(1)～(3)の順に読み、慣れるに従って第2段階。最終的には第3段階で読めるように訓練することをお勧めします。

第一段階: 1)【従来の技術】および【発明が解決しようとする課題】→2)【実施の形態】または【実施例】→3)【特許請求の範囲】および【発明の効果】

第二段階: 1)【従来の技術】および【発明が解決しようとする課題】→2)【特許請求の範囲】および【発明の効果】

第三段階: 1)【特許請求の範囲】および【発明の効果】

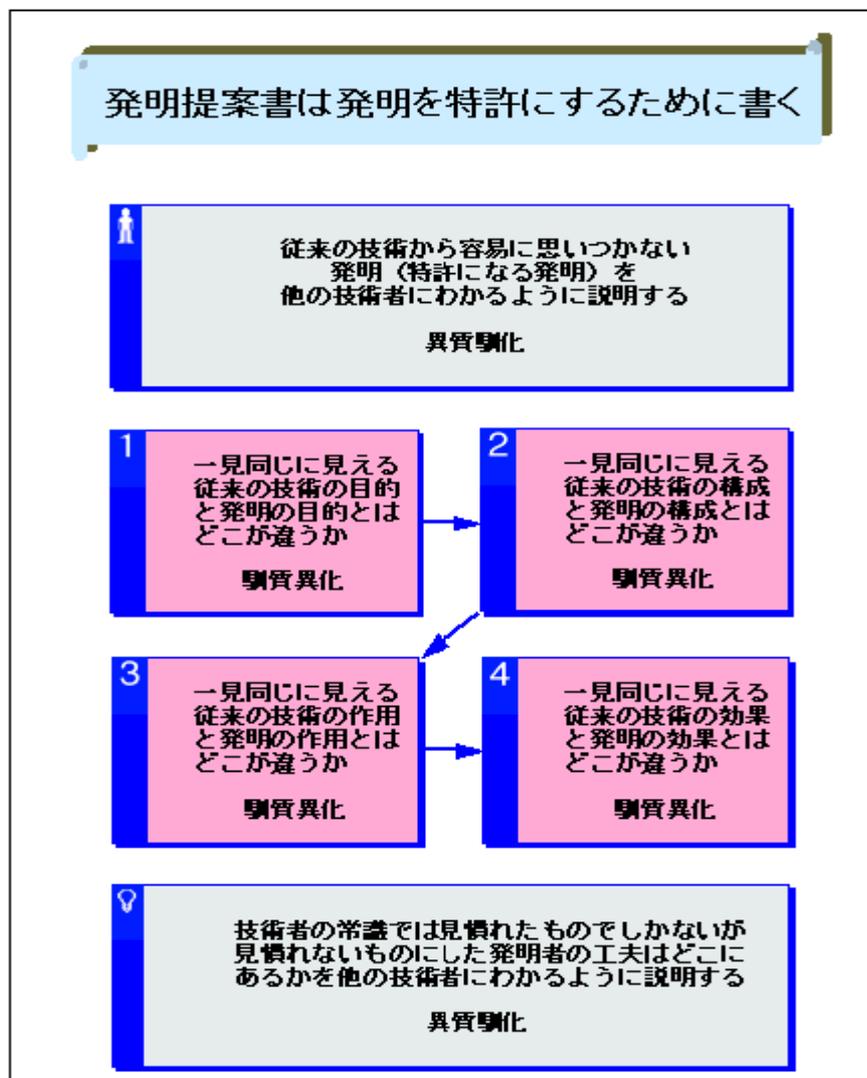
(*) 自社特許の中で、明快に書かれた「強い特許」の特許公報を読むことをお勧めします。そうすることで自社の「知財力」が分かります。



09.強い特許へつながる「発明提案書」

発明提案書は、特許企画書でもあるとも言われています。つまり、生まれた発明をいかにして強い特許へ繋げるといった意味が込められています。私の発明はこんなに凄いです！といった発明提案書を増やすことです。

特許に成る発明は、今までに無い発明であるというだけでなく、既存技術から容易に考えられることができない発明も含まれます。強い特許に繋がる発明提案書を作成するには次のことを強く意識することがポイントです。

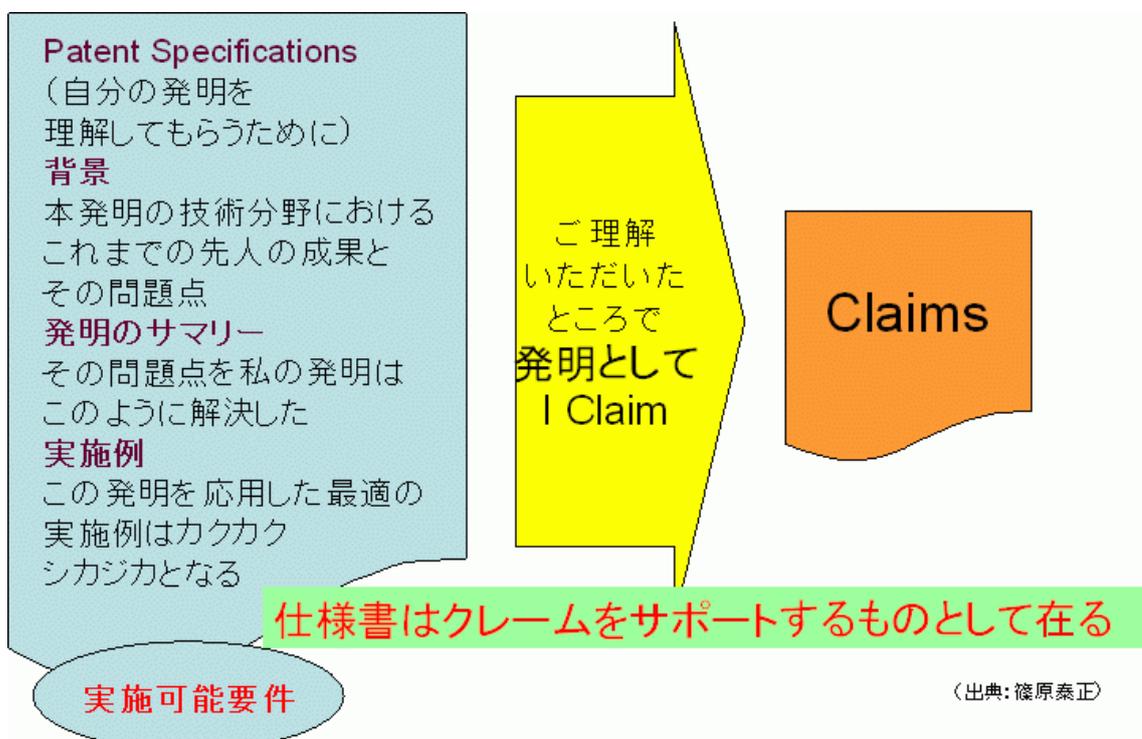


【関連資料】:「消しゴム付き鉛筆」の発明提案書作成の事例は、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/e-learn_06/05-01.html)
https://www.ipma-japan.org/e-learn_06/05-01.html

10.【請求項】とは、なんだ！

発明の背景、概要、詳細の説明と【請求項】から成り立つ特許明細書は【請求項（クレーム）】をサポートするようになっていなければならない、と特許法で規定されています。特許明細書では、それらをご理解いただいたところで「私は請求します（アイクレーム）」と成ります。つまり最後に権利主張を行うのが自然の流れです。

特許明細書に限らず、文書の基本は主題の背景を述べ、主題の概要を説明し、それを実際に展開すると、どうなるのか、そして実験結果や実施（展開）計画を述べる構成になっています。



『参考』: 米国特許から【請求項】を学ぶ

この資料は米国特許弁護士 ジム・ロング・エーカ氏が日本向けに作成した教材、「BASIC U.S. PATENT WRITING AND FILING COURSE MATERIAL」、8 時間コースからの抜粋です。

★ (著作権について): この原稿の無断印刷、ダウンロード、転用はできません

クレームとは、出願された特許の発明を、明解にして正確な言語 (in clear exact language) を使った記述 (description) のことです。クレームは、明瞭に特定され、かつ曖昧性のない (unambiguous) 言語で書かれていなければならない、このことは法律で要求されています (the requirement of the law)。

◆ クレームとは、発明の、正確にして特定の法的記述 (exact and specific legal description) であり、特定の形式にのっとって書かれており、そしてその形式とは単一文章ということです。それはパラグラフで構成された形式ではなく、単一文章形式 (single sentence form) です。その単一文章は、独特の句読点方式によって段落に分割され、最後は「ピリオド (.)」で終わります。クレームは極めて独特な文の書き方 (particular type of writing) だということ覚えておいて下さい。

◆ クレームは、ただ構成要素を羅列したリストではありません。特定の相互関係を伴った (with specific interconnection) 構成要素のリスト (a list of parts) です。

◆ 特許法令の中でクレームの文書作成に関連のあるのは、米国特許法第 112 条 (35 U.S.C. § 112) だけです。クレームは「全体明細書」の一部で、全体明細書の最後に記載されるということです。

◆ クレームで使う言葉 (the words the claim uses) は、その発明の分野における語彙 (語集 lexicon) の中で通常の意味 (ordinary meaning) を持ったものであること。その分野の専門家にしかわからない意味を含めてはいけません、ということです。

◆ クレームの形式種 (claim types) には、独立クレーム (independent claim)、従属クレーム (dependent claim)、多数項従属クレーム (multiple dependent claim) などがあります。

【関連情報】: ネイティブで学ぶ米国特許の出願の教材は、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/weblearning_02.html)
https://www.ipma-japan.org/weblearning_02.html

11.「守秘知財」と「開示知財」

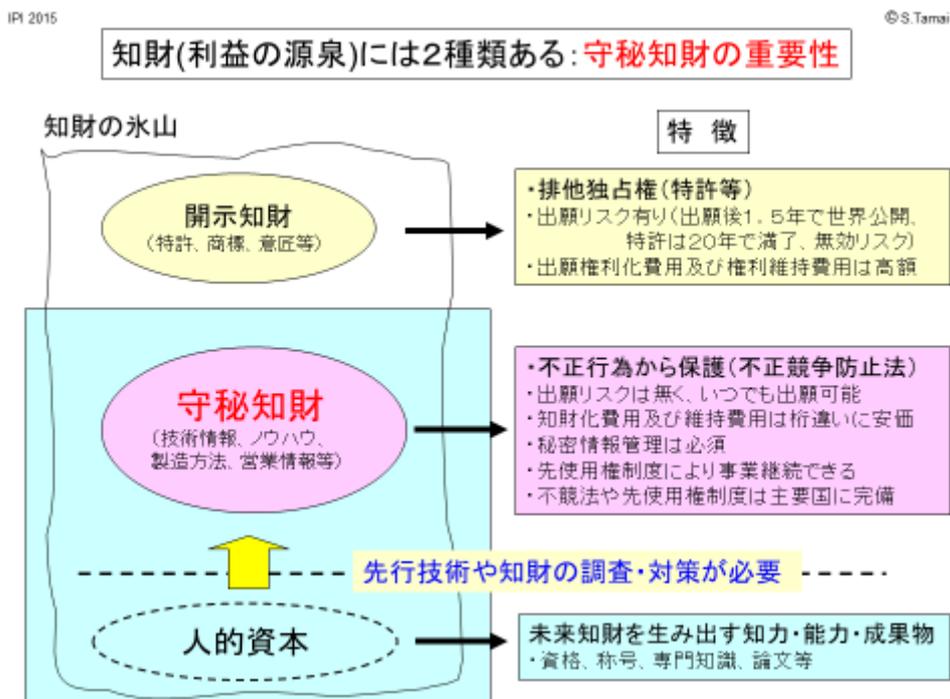
開示知財の長所:

権利の侵害者に対して、差し止めや、損害賠償などの強い権利行使(排他権)が出来ることです。

守秘知財の長所:

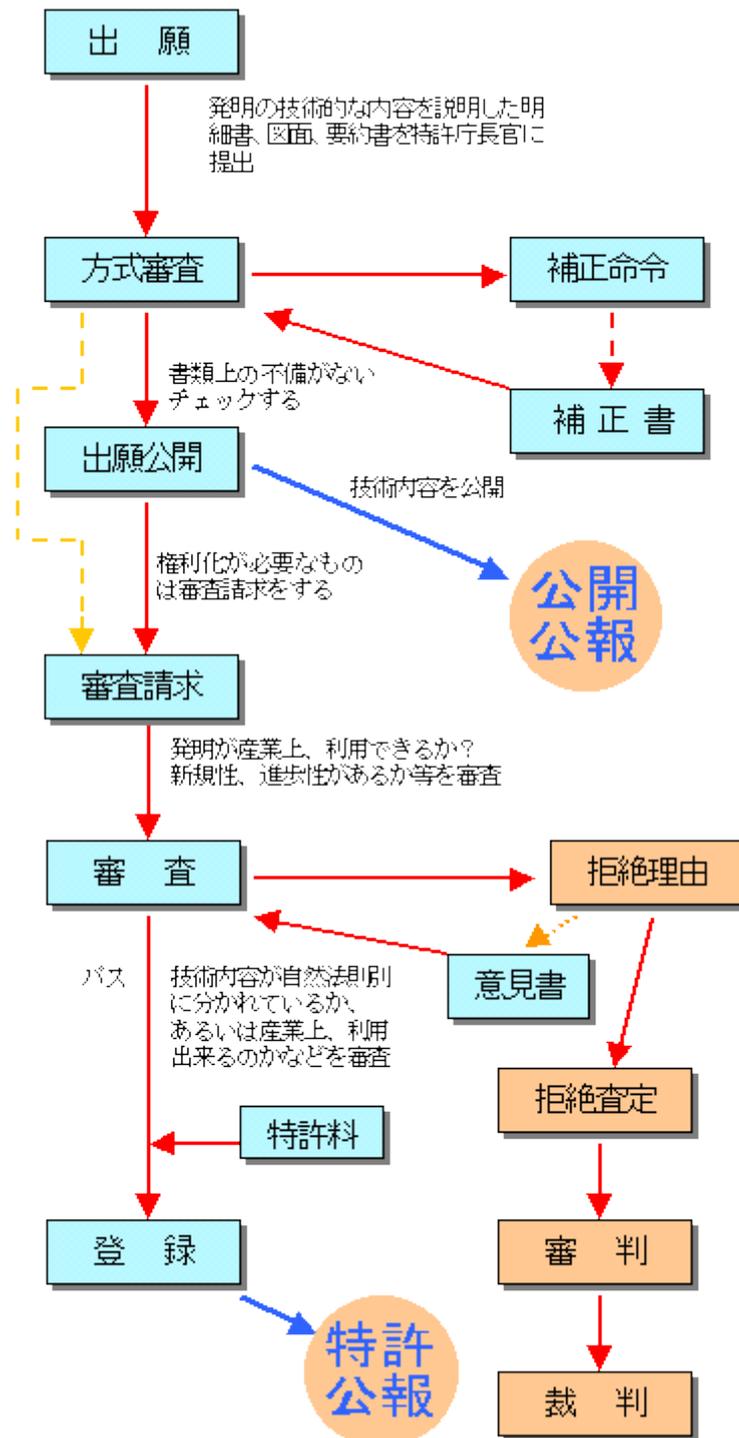
排他権が無い代わりに、その情報を守秘することができ、開示知財の短所(*)が防げることです。ただ、その運用に対するリスク回避をしておく必要があります。

(*)全世界へ公開されること。権利化や権利維持に大きな費用を要することなどです。



(出典:玉井誠一郎)

12.出願から特許権利化までの流れ

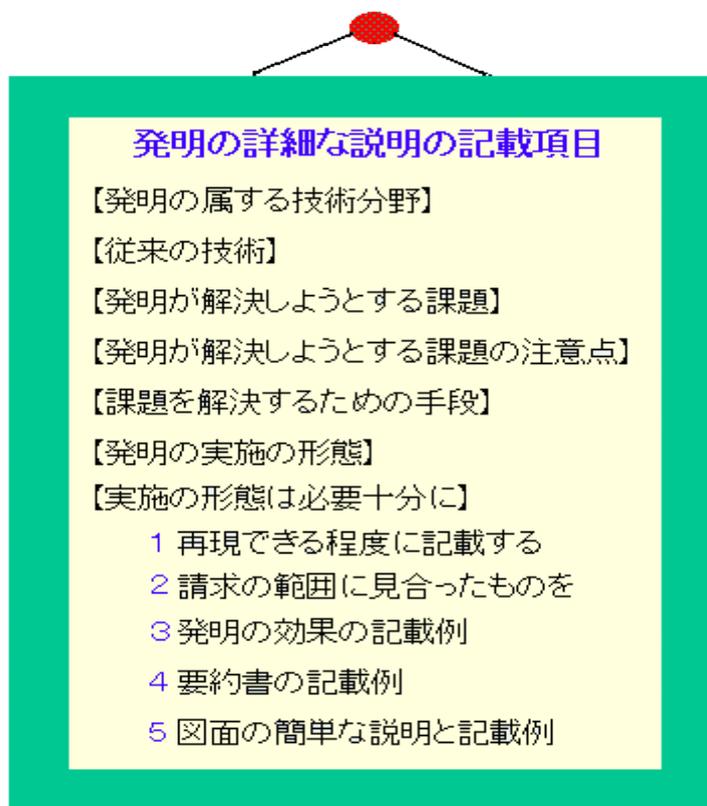
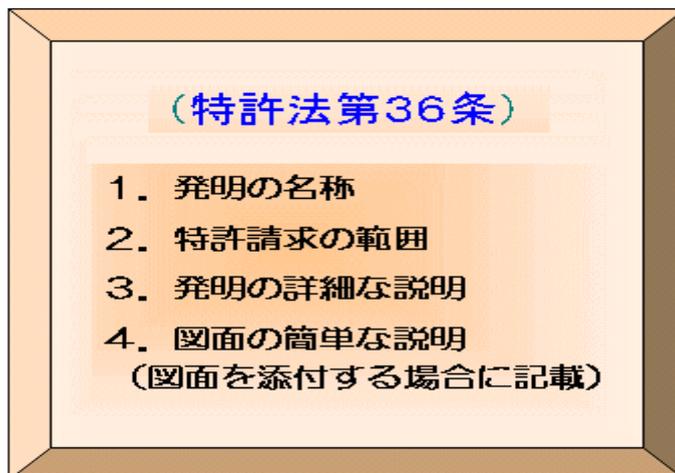


(*) 出願から約1.6か月で公開、審査請求期限は出願から2年

13.特許法第36条

特許法第1条:発明の保護と利用、発明の奨励、産業の発展に寄与……

特許法第2条:発明は自然法則を利用、発明は技術的思想、発明は高度の創作である……といった条例に興味があれば、ネット等で勉強してください。



14. 関連法案: 「不正競争防止法」

IPI 2015

© S. Tamai

補足資料

不正競争防止法を理解する

所管官庁: 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室
(参考URL: <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chitekiki/pdf/2012hontai.pdf>)

商取引において、自分の商売と類似の商法や、紛らわしい商法を用いて、顧客を横取りしようという不正商法を禁止する法律

不正競争防止法(民法上の不法行為(民法709条)の強化版)

- ・登録することなく、日々の市場での取引の中で発生する個別**具体的な不正競争行為を、その都度排除**していく仕組み
- ・特許などの産業財産権者に対しても権利侵害主張できる
- ・期間の制約限定なし
- ・刑事罰、差し止め、損害賠償を認める

商品と一体化した権利行使
(行為法)

VS

産業財産権法(特許・新案・意匠・商標法)

- ・登録により、**一定期間、排他的効力**により独占できる
- ・差し止め、損害賠償を認める

商品の有無に関係ない権利行使
(権利法)

3

IPI 2015

© S. Tamai

補足資料

不正競争防止法により禁止されている行為

不正競争防止法2条1項の下記の行為

- ・商品等の主体混同行為(1号)
- ・著名表示不正使用等の行為(2号)
- ・商品形態をデッドコピーした商品を流通に置く行為(3号)
- ・**営業秘密の不正利用行為(4号~9号)**
- ・技術的制限手段迂回装置を流通に置く行為(10号~11号)
- ・ドメイン名の不正取得等の行為(12号)
- ・商品等の原産地・品質等誤認行為(13号)
- ・他人の営業上の信用毀損行為(14号)
- ・代理人等による商標の無断使用行為(15号)

- 営業秘密は、技術情報を含み、**秘密情報管理が必須**
- 権利主張や行使のためには、**明確な証拠が必要**

4

(出典: 玉井誠一郎)

15. 関連法案: 「先使用权」

出典 特許庁総務部企画調査 平成20年度

「先使用权とは、他者の特許出願時には、少なくとも発明の実証である(事業の準備)、もしくは、その「事業」をしていた者については公平の観点から先願者である他者の特許権を無償実施し、その「事業」を継続できる権利(実用新案及び意匠も同じ)」。

(蛇足): お上の文章は、直ぐには理解しにくいですが、何度か読み返すことで趣旨は理解できました。(発明くん)

IPI 2015

© S. Tamai

補足資料

先使用权制度(特許法79条)を理解する(2)

先使用权の要件となる事実に関する証拠を、確保可能な時点ごとに収集し保管することが最も確実な手法



5

(出典: 玉井誠一郎)

16.国際出願の手続き

PCT 締結国(パリ条約の同盟国)の国民が国際出願をする場合は、所定の言語で作成した出願書類を所定の受理官庁、又は国際事務局へ提出します。願書には特許権を取りたい国、例えば日・米・中・英・仏・独等をしておくと、一つの国際出願で、それらの指定国全部に特許出願したことになります。

- ① **国際公開**: 国際事務局で発行の「PCT パンフレット」等があります。
- ② **公表公報**: 日本を指定国として日本以外の国で出願された国際出願の「日本語翻訳文公報」です。
- ③ **再公表公報**: 日本国を指定国として日本特許庁へ出願された国際出願の「日本語翻訳文公報」です。

ヨーロッパ特許(EP)は、フランス語、ドイツ語、英語のいずれかにより作成し、直接ヨーロッパ特許庁に提出してもよいし、各締約国の特許庁を経由して出願してもよいです。



17.グローバル知財： 意味不明の文章は誤訳を招く

特許明細書は、技術文書と法律文書の混ざったものである、という話をいまだに聞きますが、それは誤解です。米国では、単に技術文章の一つであり、より限定すれば英語での表記(Patent Specification)とおり、技術仕様書の種類に過ぎないと位置づけです。

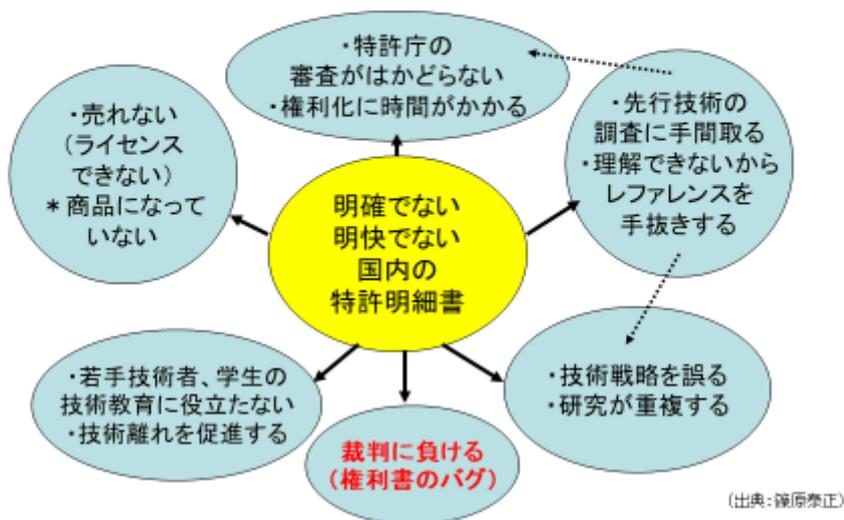
特許明細書に対する誤解があれば、様々な弊害が出ます。例えば特許文書は、特殊である、という先入観を多くの人たち(技術者など)が持つことで、特許明細書を読むことを敬遠します。また何かおかしい?と思っても、特許明細書は法的なものだから、その面で素人の自分が口を出すべきでない、と控えたりすることになります。

Seminar Nihon-ir 200810

© S.Tamai

現状の出願=莫大な損失

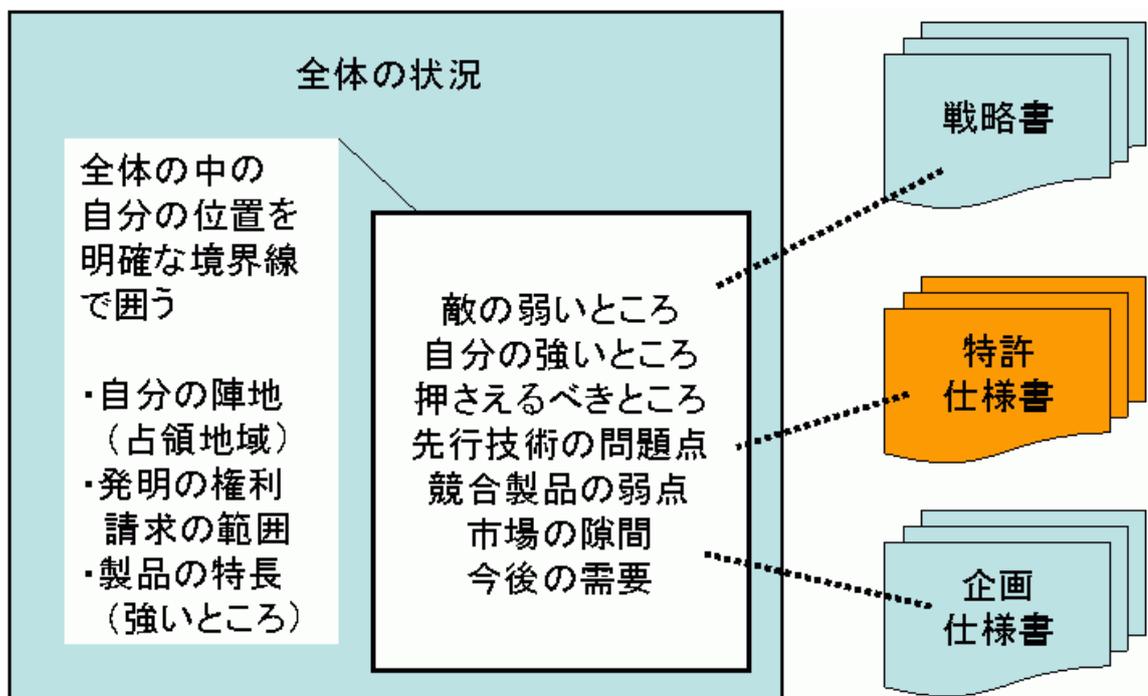
読んで意味が理解できない文書は、ビジネスの世界では紙くずである



18.「IP 戦争」とは言語の戦いである

1. グローバル知財で求められることは、世界との橋渡しができる 言語、即ちオープンな英語を身につけることです。
2. 我々日本人は、論理力を鍛えて「物・事・考え」を伝える為の第二母語としての「文明言語」、即ち「文明日本語」を持つことです。
★「文明言語」であれば、文化と民族は異なっても物を見る方法、考える方法、原理や技術の説明、社会の仕組みやシステムなどを世界の人々へ伝えることが容易になります。
5. 「物、事、考え」を明確に突き詰め、曖昧と矛盾がなく、かつ一義的に整理された表現、あるいは文章が書けることです。
★特許明細書に限らず、文書を書く上で大事なことは、全体の把握と自分の位置を明確にすることです。

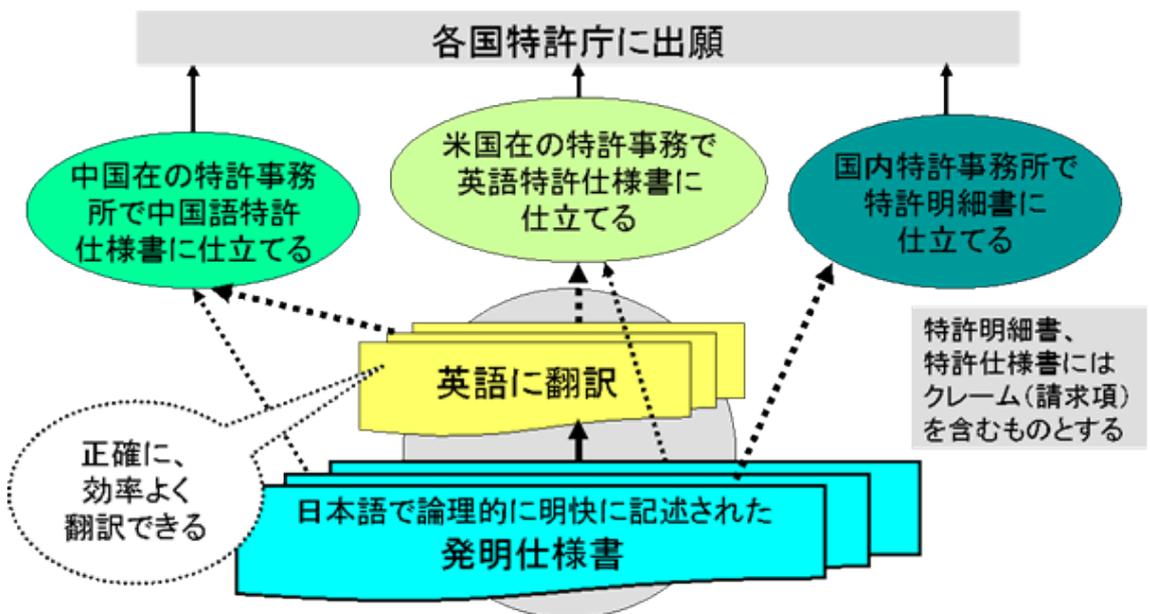
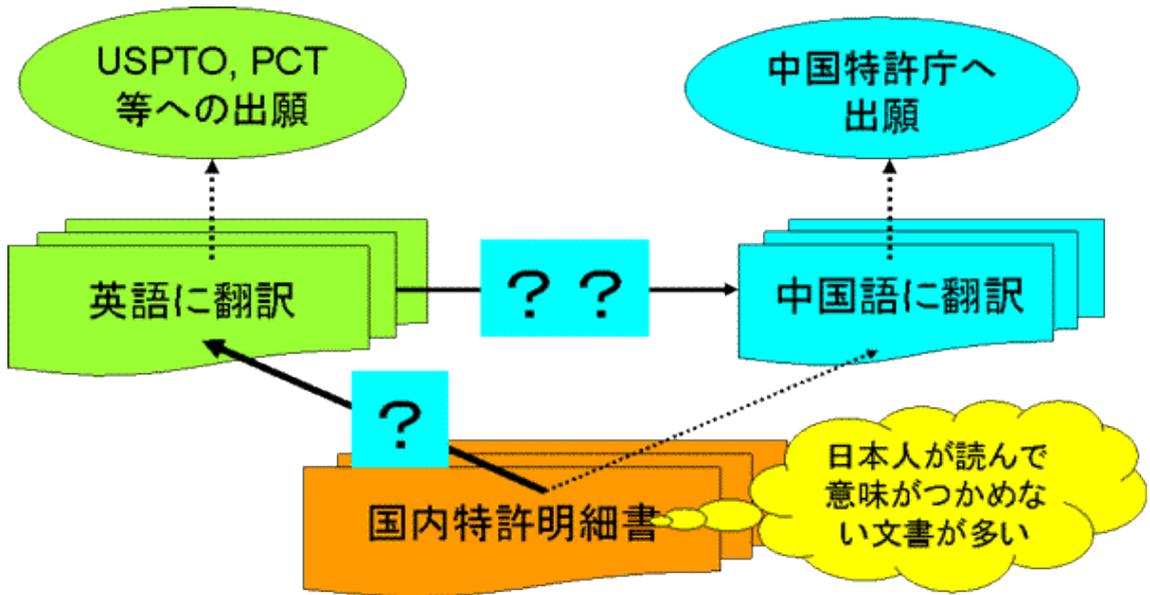
英語に転換できる日本語を意識すれば、英語文章の構造が見えてきます。しかも翻訳ソフトの支援が得られ易くなります。英語学習の効率も格段に上がり、いつの間にか英語に慣れていくこと保証付きです。（出典：篠原泰正）



【関連情報】:IP 戦争とは詰まるところ言語の戦いであるの本文は、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/pdf/20180122-05.pdf)
<https://www.ipma-japan.org/pdf/20180122-05.pdf>

19.「世界基準特許明細書」を作る

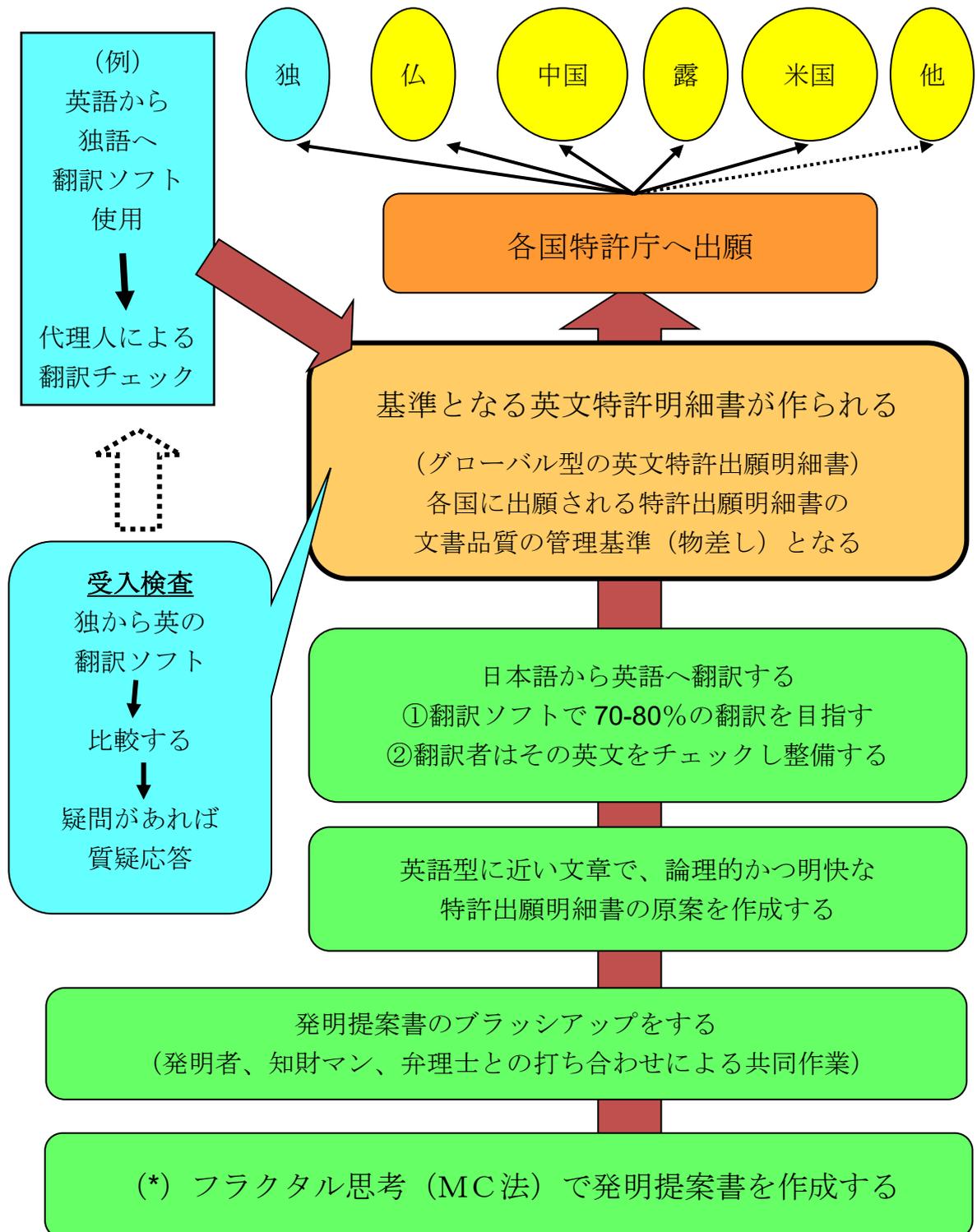
世界で通用する、戦える「世界基準特許明細書」



(出典: 篠原泰正)

世界各国向けに共通となる特許明細書を作る

— 知財文書の品質向上と知財コストの削減を実現する方法 —



20. 翻訳ソフトの支援を受ける

機械翻訳ソフトの支援が受けられる「やさしい日本語表現」

日本語 世界へ「物、事、考え」を誤解なく伝えるには、平明な日本語で文書作成する必要があります。それは世界の共通語である英語へ翻訳しやすい日本語のことです。つまり英語型に近い日本語であれば、正確に英語へ転換できる能力を持った翻訳者はたくさん居ますので質の高い翻訳が得られます。また翻訳ソフトの支援も受けられますので 効率の良い翻訳作業となります。「日→英」翻訳ソフトの翻訳品質は、入力される日本語文章によって大きく差がでます。平明で且つ論理的に展開された文書構成と「やさしい(分かりやすい)日本語表現」であれば、相当なレベルまで手伝ってくれる筈です。70～80 点の翻訳品質を得ることも可能です。とにかく問題は元の日本語文章にあります。

下記の(元)日本語と修正日本語は、知り合いの翻訳者が提供してくれた文章です。試しに(元)日本語と(修正)日本語を、とある翻訳ソフトに掛けてみました。

・(元)日本語

取り扱いが容易な部材がベルトコンベア上に適切に配置されている。

・英語(機械翻訳)

The member that the handling is easy is suitably located on belt conveyor.

・(修正日本語)

部材がベルトコンベア上に配置されている。その部材は取り扱いが容易である。その配置は適切である。

・英語(機械翻訳)

A member is located on belt conveyor. The handling is easy for the member. The arrangement is appropriate.

【関連情報】: 知財業界に必要な翻訳のできる「やさしい日本語表現」は、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/pdf/20191003NIPTA.pdf)
<https://www.ipma-japan.org/pdf/20191003NIPTA.pdf>

21.知財部門の仕事

- 1).会社の「知財戦略」を策定し、経営陣、事業責任者、および開発責任者の決裁を得てそれを推進します。
- 2).内外国の知的財産権の保護と活用を促します。
- 3).世界で通用するグローバル特許明細書を作成し、強固な権利の取得を指します。
- 4).経営陣や事業責任者に対し、新事業、新技術に関する特許の権利実態や動向を伝えます。
- 5).研究開発技術者(以下技術者)に対し、知財支援(発明の発掘、特許調査、侵害鑑定等)を行います。
- 6).ライセンス契約や共同開発契約等の諸契約書(案)を作成し関係者の審査承認を得ます。
- 7).権利侵害の救済と防御に当たります。
- 8).社内の知的資産を顕在化させ「知的財産化」します。
- 9).関係者への「知財教育」を切れ目なく実行していきます。
- 10).職務発明の褒賞制度を整備し、技術者の「発明マインド」をアップさせます。

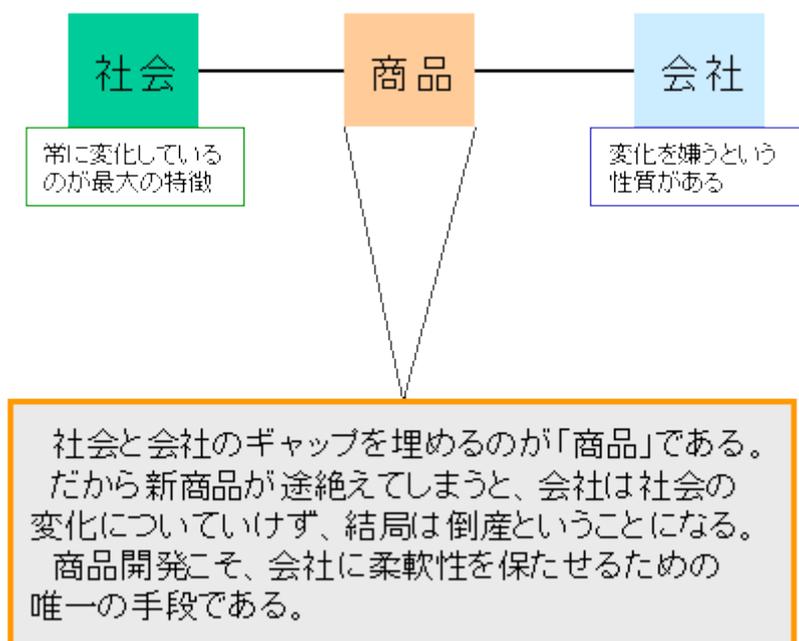


22.経営に知財が浸透しているとき

「経営陣」、「研究開発部門」、「知財部門」の

三位一体の体制で、知財経営が動き出す状況とは

- 1). 会社トップが新商品の開発の重要性を十分に認識したとき、
- 2). 「知財力」と「情報力」を身に着けた技術者が増えているとき、
- 3). 「実験研究」をする前に「調査研究」をする社内文化を定着させたとき、
- 4). 会社の業種を得意分野に集中させたとき、
- 5). 先見性を持った自社優位の研究開発テーマを選択したとき、
- 6). R&D 部門の理念(方針)を研究開発技術者へ浸透させたとき、
- 7). 開発の過程で安易な妥協をせずに目標を貫徹したとき、
- 8). 知的財産権制度を最大限に運用・活用したとき、
- 7). 新商品の浸透のために積極的に PR と営業活動を展開したとき、等々。



(出典: 弁理士 嶋宣之)

23.知財業務のシステム化

発明の誕生から権利消滅までの情報を一元管理し、更にその間に発生する出願補償や登録補償等の管理を行います。知財管理業務には会社の規模、体制に応じてシステム対応をすべき仕事と、業務レベルで賄う方が効率的な仕事があります。システム環境や業務要件に応じて様々な特許管理システムがあります。システム導入のポイントは、「身の丈」を超えずに自社の状況に適した持続可能なシステムを導入することです。

1.受付管理と経過管理

(出願をしてから権利取得までの経過記録)

2.特許年金の納付管理

(権利の存続、放棄の必要性の調査および決定、)

3.上記、諸手続きの期限管理と包袋との確認管理

4.発明褒章の管理

5.特許権等についての実施状況、契約状況の管理

6.知財係争の対応と経過記録管理(調査、裁判、和解等)、

7.諸契約書の管理(ライセンス、共同出願、実施許諾等)

(実施等にあっては、その契約の履行状況の管理)、



24.知財係争への対応

新製品開発時に最善の注意を払っても、特許紛争が生じてしまうことがあります。その理由は、権利者と、その影響を受ける第三者との特許権等の権利解釈の違いにより生じます。結果として、権利者から、「貴社の〇〇製品は当社の特許権を侵害している。」という警告書が送付されて来ることになります。当方には警告書を受ける理由が無くても降りかかる火の粉は振り払わねば成りません。

侵害警告を受けたからといって、慌てることなく警告書を十分調査、分析することです。そのためには「警告書の種類」、「警告書の意味」、「権利者の検討」について明らかにすることです。警告書は、その目的、内容、相手の態度等から、「柔軟な警告書」、「強硬な警告書」、そして「中間的な警告書」の三種類に区分することができます。

警告書を受領したときは、その文面の強弱や内容に関わらず、権利者の目的は、製品の差止や金銭の取得にあるという本質を忘れないことです。



【関連情報】:特許紛争発生時の適切な対応と進め方は、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/member-service_support.html)
https://www.ipma-japan.org/member-service_support.html

25.知財契約：ライセンス契約

クロスライセンスは、当事者相互の技術水準を高め、また技術協力を促進する要素として重要です。

知財契約に求められる能力は、抽象的になりがちな応用問題を具体化させる思考力です。知財契約業務は「基本(法的な概念)」、「応用(分析力と思考力)」、戦略(知財経営へ寄与)」が揃ってこそ完結します。「基本」が無ければ始まらない、「応用」が無ければ組立たない、「戦略」が無ければ知財経営は成り立ちません。

1.技術契約書の種類

- ・共同研究・共同開発契約書
- ・技術援助契約書
- ・研究委託契約書
- ・関連会社からの研究委託契約書
- ・開発委託契約書
- ・開発受託契約書
- ・秘密保持契約書など

2.契約書・覚書・念書の相違点

契約書・覚書・念書の効力は書面の種類に関わらず同一です。ただし覚書は、契約書の付随事項や簡単な事項の約定に使用するのが一般的です。念書は、一方が他方に対して差し入れる形式をとります。(出典:石田正泰)



26.発明の奨励と褒章制度

発明の奨励を推進する

1. 会社の持続的発展を目指すため、経営陣、事業責任者、開発部門、生産部門の幹部へ知的財産権制度の役割及び重要性の理解を得ます。
2. 職務発明に対して貢献度に応じた褒賞制度などの社内規則をつくり「知財教育」を通じて技術者の「発明意欲」が高まる意識改革を進めます。
3. あらゆる機会を利用し、全社員へ知的財産を会社経営に取り入れる「知財経営」の重要性を浸透させていきます。
4. 知的財産へのマインドアップセミナーや知財実践講座等を定期的に行い「知財教育」の定着を図ります。

発明の褒章制度とは、(職務発明の成立条件;特許法35条第一項)

1. 特許を受ける権利、特許権の帰属及びその利用に関して、使用者等と従業者等のそれぞれの利益を保護すると共に両者間の利害を調整する制度
2. 個々の従業者等の権利を保護し、発明のインセンティブを促進
3. 使用者等の利益を保護し、使用者等の研究開発投資を促進

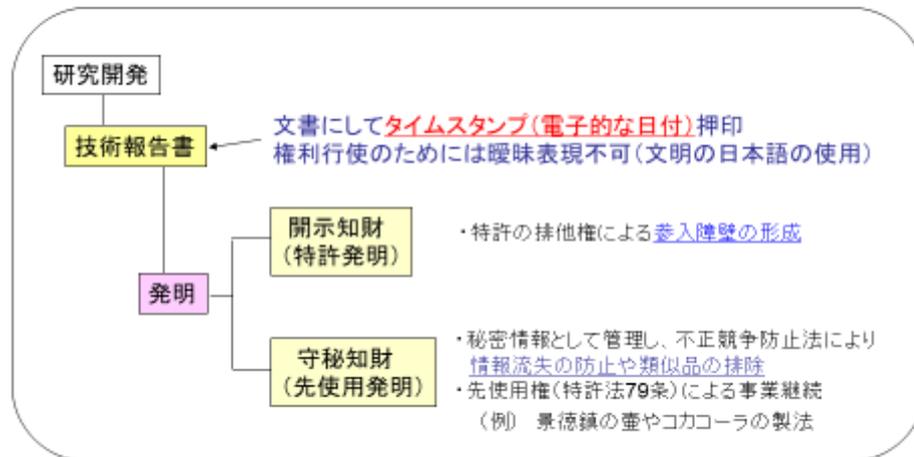


27.「守秘文書」の管理：タイムスタンプ

IPI 2013

© S.Tamai

知財化の第一歩は、研究開発成果の**文書化**である

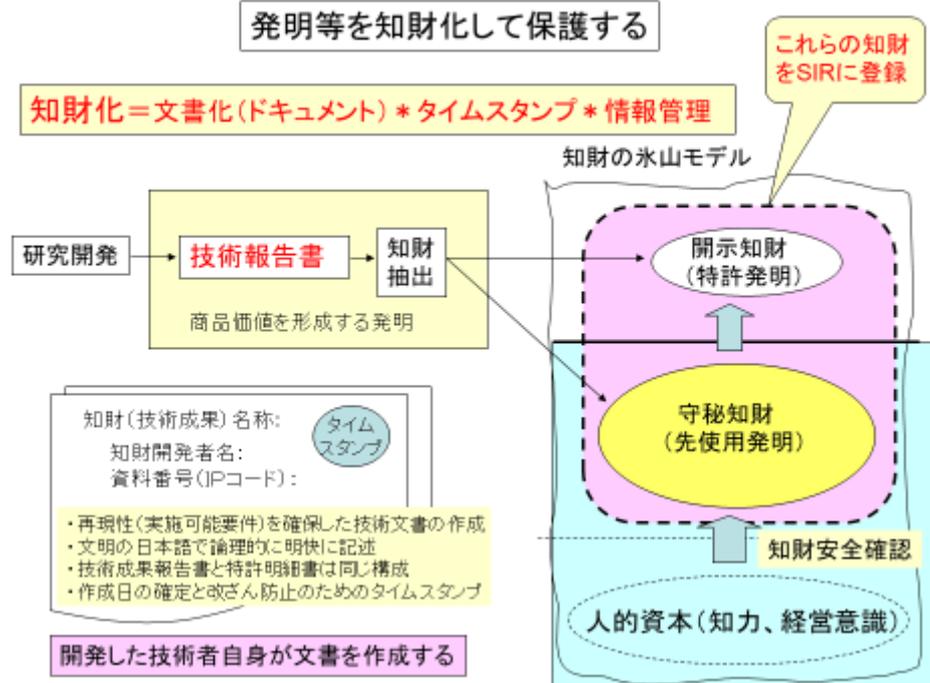


技術者自身が再現を担保した明快な文明の日本語で書くべき。
作成日を確定し改ざんを防止する**タイムスタンプ**により法的資料に。

IPI 2013

© S.Tamai

発明等を知財化して保護する



(*)タイムスタンプは電子データに時刻情報を付与することで「いつ」「どのような」電子情報が存在していたかを証明するための民間サービスです。(出典:玉井誠一郎)

28.無駄をなくす：知財業務の改善

知財管理部門は、ルーチン化している知財業務(作業)を見直して生産性向上の改善に取り組んでいます。場当たりのな解決方法を繰り返したところで、抜本的な問題解決には繋がりません。何かを改善したい時は、とにかく源流に足を踏み入れる事です。

知財業務の源流は、研究開発部門から生み出される発明技術です。これらの発明技術を、「開示技術」と「守秘知財」に分け、開示する技術を、どのような方法で開示して行くか、守秘する技術を、どのような方法で運用して行くか、といった仕分けは、どこの会社でも実行されています。

しかし「守秘」、「開示」だけの仕分けでなく、違う視点から見ると違った改善策が立てられます。発明技術は様々な特徴(基礎、応用、用途など)を持っています。つまり、新しく生まれてくる発明技術を性格別に仕分け分類して、その役割を決めておけば、流れはスムーズになるはずで

例えば、「ゴミ出し」をするのに可燃ゴミ、不燃ゴミ、プラゴミ、資源ゴミ(金属缶、ガラス瓶、ペットボトル等)に分別して「ゴミ出し」をすると、現場の仕事効率は格段と良くなります。ゴチャ混ぜになったゴミを分別する装置も、分別する人手も不要となり、大幅なコスト削減が実現できています。



29.無駄をなくす：知的財産の棚卸

国内の出願は減っても外国への出願は増え続けて行きます。グローバル知財（国際化）は、知財コストを押し上げる要因が沢山あります。外国への出願で悩ましいのは、現地代理人とのコミュニケーションが取り難いという問題だけではありません。翻訳を含めての出願業務、OA 対応等(*)に大きな費用が発生します。更に権利維持、訴訟対応となれば、その費用は更に増え続けます。(*)権利取得、あるいは権利放棄までの対応処理

いつまでも、「**出願ありき**」の社内体制であれば、知財部門の不要論が出てくるかもしれません。会社の経営資源である知的財産が活用されず、然も曖昧に処理されていたのでは「死蔵特許(不良債権)」が増え続け、やがて「知財倒産」をします。

知財を棚卸するキッカケは、

- 1). 特許出願前の判断:無駄な出願をやめる
- 2). 事業化の可能性を判断(特許は事業で使われる)
- 3). 投資適格の判断(新規事業の見通しを探る)
- 4). 融資、担保適格の判断(
- 5). 技術移転・ライセンスの判断
- 6). 権利の継続と放棄の判断



【関連情報】:うらめしや 毎年増える 特許年金(年金生活者)川柳は、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/senryu1.html)
<https://www.ipma-japan.org/senryu1.html>

30.知財部門のテレワーク管理

多くの会社は、新型コロナの感染が収束した後もテレワークを継続定着させていく方針を打ち出しています。これまでの働き方へ戻すことはないようです。

テレワークは、これまで築き上げてきた社会の複雑な柵をスッキリさせ、高度経済成長時代の成功体験から脱皮できない日本企業の風土を変えるキッカケになると期待されています。働く場所、働く時間帯の自由度が広がり、仕事の評価も労働時間の多さから成果へ変わるとも言われています。

働き方改革やテレワーク時代、働く人に求められるスキルは沢山あります。中でも特に大事なものは自分の考えや提案を相手に誤解なく伝える、「コミュニケーション能力」に尽きます。

可視化や数量化が難しい仕事は、デジタル(ドライコミュニケーション)とアナログ(ウエットコミュニケーション)の併用があつてこそ、業務の「見える化」が実現されます。これからは「**デジアナ部員**」の活躍が日本知財の将来を左右すると言っても過言ではないと思います、

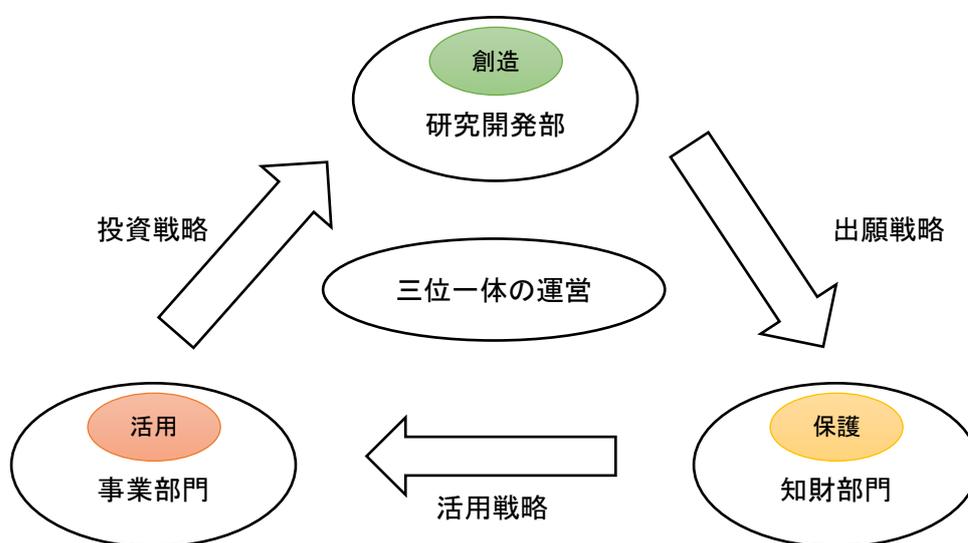


【関連情報】: テレワークを円滑に運営するに必要な平明日本語、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/pdf/20201002-01.pdf)
<https://www.ipma-japan.org/pdf/20201002-01.pdf>

31.「知財経営」とはなんだ

知財立国の理念は、小泉純一郎首相が 2002 年に打ち出した国家戦略の一つで、知的財産の創出、保護と活用を、国を挙げて取り組む政策でした。「知財経営」は、この知財立国の考え方を企業に取り入れて、「**知財立社**」を目指す経営方針の一つです。

知的創造サイクル（知財立国の理念）



企業経営の基本的理念は、持続的発展であり、企業が持続的発展を確保するためには、自社の強みを維持・強化し、他社との差別化を図り、それを自社の重要な経営資源・競争軸と位置づけて対応することが必要不可欠なことです。そして、自社の強みを維持・強化し、差別化を可能にする最も重要な要素が「知的財産・知的財産権」です。知的財産を経営資源・競争軸と位置づけて対応する企業経営が「知的財産経営」です。即ち、知的財産経営とは、知的財産を戦略的に活用して経営課題（利益を出して持続的に発展する）を解決することです。つまり、財務諸表の数字に表れない各企業に潜在する隠れた強み（知的財産）を評価し、これを積極的に企業経営やビジネスに練りこんで活用する企業経営・経営手法です。」（出典：石田正泰）

「知財経営」と「知財戦略」との関連性は？

「知財経営(*-1)」を実践するには「知財戦略」の策定から始まるとも言われています。「知財戦略」の実効性は、「知財ありき」でなく、自社の「事業ありき」が大前提となります。「知財戦略」は、普遍性があるものではなく、極めて抽象的(*-2)なものです。会社の規模、事業分野、事業形態、技術分野、そして取引先や市場等によって違うのは当然です。「知財戦略」は、用意された正解は無く自ら見つけたものです。会社によって異なるのは当然です。

(*-1)「知財経営」と「知財戦略」は、同じ意味のように使われていますが本質は異なるものです。(*-2)具体化していくには、抽象概念の中から、共通する事項を取り出し、抽象度を高めていく、作業がポイントとなります。

◆知財部門の役割は、

【経営戦略<事業戦略<商品戦略<技術戦略<知財戦略】

1 知財管理に関する事項は全社的に及ぶものです。各部署は、自社の経営方針に従それぞれの任務を果たす責任があります。知財部門は、その統括部門です。

2 知財部門は、知財の安全を確認し、優位な事業領域を確保する支援を行い自社が自由に開発できる「技術領域」の確保を目指します。

3.知財部門は、知財業務に関わる全ての管理と運営責任を負っています。また自社の経営方針に沿った「知財戦略」を策定する責任もあります。



【関連情報】: 知財の安全確認と事業優位性への活用は、[こちらから](#)

32.孫子の兵法から学ぶ「知財戦略」

「知財戦略」の基本は“戦わずして勝つ”ことです。そのためには情報収集と情報の使い方がポイントとなります。また「知財戦略」は、いちど策定したら終わりではありません。社会の変化と共に臨機応変に変えていく柔軟な運営が必要です。

- 1.最上の戦略は戦わずして勝つことである。
- 2.自分を知り相手も知る
- 3.勝つための準備をする
- 4.強い会社と弱い会社の知財戦略は違う
- 5.情報を制する者が戦いを制する



【関連情報】:孫子の兵法から学ぶ「知財戦略」は、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/pdf/20160204_s2.pdf)
https://www.ipma-japan.org/pdf/20160204_s2.pdf

33.会社経営と情報の関わり

—会社の経営資源は、「人・物・金・情報」そして知的財産—

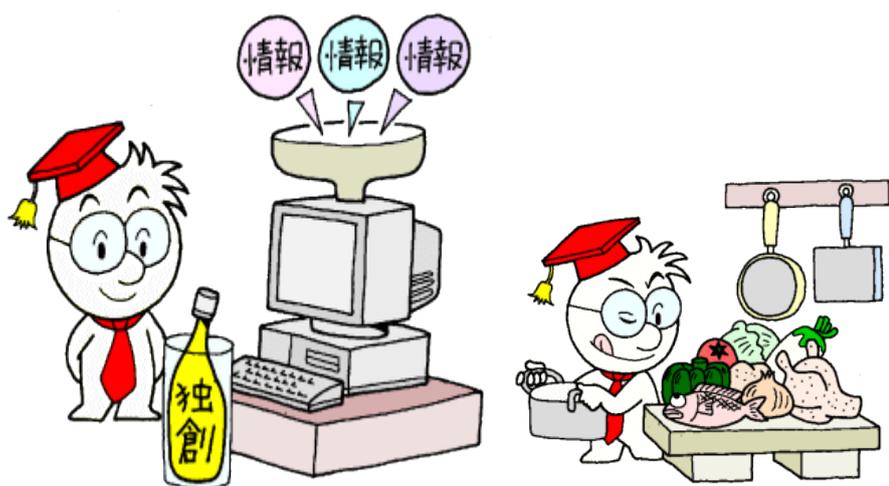
情報は資源である」という、レポートが1970年代にアメリカで発表されています。

(*)申し訳ないですが、このレポートの存在を紹介した書籍名と著者名を覚えていません。

その内容は、“ 経営者とリーダーは情報を効率的かつ創造的に使うべき、即ち情報マネジメントを新しい 面から見られるよう教育、訓練されるべきである。つまり、①情報は資源である ②情報は売り上げ利益を開拓するものである ③情報は競争上優位になること保証付きである。 ④情報は間違えた投資を防ぐことができる”、と。

日本人は情報の価値や新しい通信技術に対して鈍感であったこと、特にコミュニケーション技術の重要性を見過ごしてきた「ツケ」が大きい、という指摘がされています。

情報は、社会の変化を素早く読み取り、その変質に気づき、課題を先取りするのに使えます。課題を見つけて解決するのも、未来を創造するのも情報の活用次第です。情報に血を通わせるには、使う側の熱意や、別のベクトルが必要です。情報は元々、無味、無臭、無色です、しかし積極的に関わることで、その情報は熱を運び、匂いをたてて色が付き、血が通います。



情報との付き合い方を間違えないことです

1. 情報は、いろんな切り口からから串刺しにしてみることです。
2. 情報は、料理する人によって、夫々の味付けが違います。
3. 情報は、集めるだけでなく、アレコレと分析をしてみることです。
4. 情報をたくさん持っている人は、仕事が速く独創的で「面白人間」になれます。
5. 何事も好奇心をもって、面白おかしく仕事をするのです。
6. 積極的で遊び心を持つ人の周りには、様々な情報が集まります。
7. 未来情報とは、人と人との対話によって生まれるものです

知財部門はサービス業です

研究開発技術者たちから、頼りにされる知財担当者になるには、

1. 分からないことは正直に聞くことです
2. 分かったつもりの「つもり族」にならないことです。
3. 絶えず新しい技術に興味を持ち、素直に学ぶことです。
4. 知財知識を、やたらと押し付けないこと等々です。



【関連情報】: 会社経営と情報の関わりは、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/pdf/20160204_f3.pdf)

https://www.ipma-japan.org/pdf/20160204_f3.pdf

34.知財部門の働き方が変わる

最近の話題は「働き方改革」です。「働き方改革」で知財部門の仕事のやり方、進め方が、どのように変わるのか、“管理職の負担はますます重くなるが適切な対策を打てるのか、知財部員への仕事配分をオープンにして公平に出来るのか”といったことが当面の課題のようです。知財の仕事は厄介なことに目に見えない業務があり担当者の頭の中で潜在しているケースが多いです。問題はこの潜在している情報を誰もが分かるように顕在化(マニュアル化)することが、難しく悩ましいのが現状です。

知財業務の領域は広いです、内外国への特許出願、特許調査、特許翻訳、そして研究開発技術者への知財支援、外部との交渉と契約、知財係争対応、と多種多様です。

例えば、特許出願業務だけでも①権利の取得、存続、放棄の必要性調査及び決定、②権利の実施。契約、履行の状況調査、③権利侵害の調査および排除、④諸手続き期限の管理と手続き、⑤知財係争の対応(調査、裁判、和解)、⑥ライセンス、共同出願、実施許諾等の交渉から契約など沢山あります。



【関連情報】: 知財部門の「働き方改革」を考えるは、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/pdf/20181221-01.pdf)
<https://www.ipma-japan.org/pdf/20181221-01.pdf>

35 知財のグローバル化は、避けられない

グローバル化のキッカケは、米国のプロパテント政策です

『自国の産業競争力の低下に対して危機感を抱いていた米国は、「ヤングレポート」が公表された 1985 年を機に、国内産業の競争力強化の観点から、知的財産保護の範囲拡大や権利保護の強化、さらには通商政策への反映など、特許権などの知的財産権の保護強化を図るための施策を次々に打ち出したのである。

米国が 1986 年に、知的財産権を GATT(関税と貿易に関する一般協定)の ウルグアイ・ラウンドの交渉の場に持ち込んだのは、このプロ・パテント政策の一環である』。(原文引用:ダイヤモンド社「知的財産権早分かり」)



【関連情報】: 国益が優先された米国のプロパテント政策の本文は、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/pdf/20160210-01.pdf)

<https://www.ipma-japan.org/pdf/20160210-01.pdf>

36.「グローバル知財」で求められる「知財力」

グローバル化の影響で知財部門の業務が複雑になり高度化され、業務範囲が広がっております。従来の枠組みの中では処理できない新しい技術、産業が創出されます。技術領域の広がりが知財係争を増やします。知的財産法の解釈も国によって違いが生じるのは避けられません。知的財産のグローバル化で日本式の「知財運営」が通用せず、様々な支障が出ています。

知財経営の重要性が増すにつれて人間だけしかできない「思考」、「判断」、「評価」、といった仕事を大いに楽しみ深く考え抜くことで新しい価値観を見いだすことができ、かつ自身の働き方が変わる筈です。知財部門の仕事は良い意味での「サービス業」です。

1. 伝える力と聞く力:
2. 情報を収集して分析する力
3. 何かを考えだす思考力
4. 物事を整理する論理力
5. 本質を読み取る読解力
6. 「物・事・考え」を伝える文章力&説明力
7. 何かを生み出す創造力&想像力
8. 現場に向かう行動力

例えば、**創造力のある人**とは、★ 他人と異なったことをするのに違和感を持たない人、★ 好奇心が旺盛で、なんでも興味を持つ人、★ 何年も物事を考え続けられる集中力のある人、という話を聞いたことがあります。(発明くん)



37.「IP ランドスケープ」とは、なんだ！

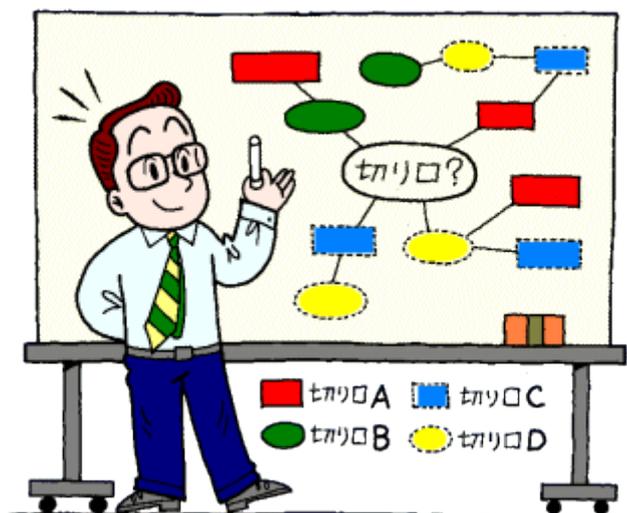
「IP ランドスケープ」は、言葉だけが独り歩きしており、本質が理解されていないのが現状です。なんとなくボンヤリとしており本質が見えにくいです。パテントマップを進化させたものと誤解している人もいますが、「IP ランドスケープ」は、「パテントマップではありません。」「IP ランドスケープ」は、下記の調査報告書(情報)から成り立ちます。

1. 経営開発情報: 経営陣・事業責任者が調査情報
2. 技術開発情報: 研究開発技術者が使う調査情報
3. 知財開発情報: 知財部門が使う調査情報

—日本経済新聞 2021年1月22日(金)に記事—

日立、M & A 3500 億円 北米 IT、コロナ後、にらむ

『日立製作所は北米の IT(情報技術)分野で M & A(合併・買収)に乗り出す、2022 年 3 月期をめぐり 3500 億円超を投じる方針だ、日立製作所は日立火星など非中核子会社を売却する一方、IT 事業を成長の柱に据えて事業改革をしてきた。新型コロナウイルスの感染拡大を契機とする新常態を見据え、成長戦略を探る動きが活発になっている(以下略)』 このような企業には「IP ランドスケープ」の導入が不可欠です。



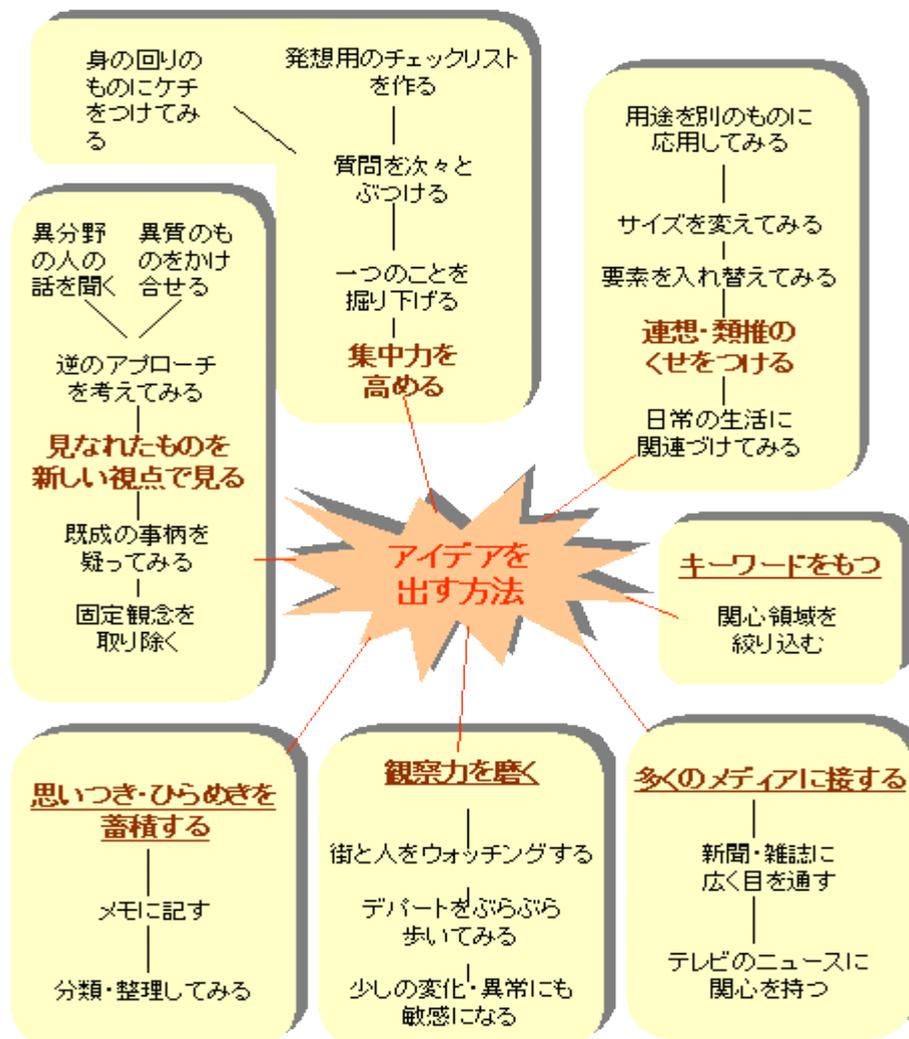
【関連情報】:「IP ランドスケープ」とは、なんだ！は、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/pdf/20210212-01.pdf)

<https://www.ipma-japan.org/pdf/20210212-01.pdf>

38.創造技法(知的生産技術)を身に付ける

「創造技法実務ハンドブック」(恩田彰監修、高橋誠編著、日本ビジネスレポート(株)発行、1981年発行)によれば、100種類の創造技法が紹介されています。

実際に企業が使用している創造技法はそんなに多くありません。(学)産業津大学が企業を対象にして行ったアンケートによれば、最も多いのがブレインストーミングであって、続いて KJ 法(親和図法)、チェックリスト法ということです。その他。欠点列挙法、希望点列挙法、属性列挙(特性列挙法)が使用されている程度です。



【関連情報】:大谷翔平選手の「目標達成用紙」のサイトは、[こちらから](#)

◆ 発明くんも、MC 法(マトリックスカード)を利用しています

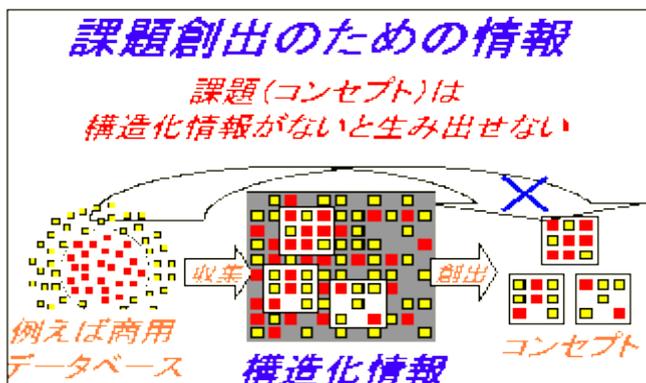
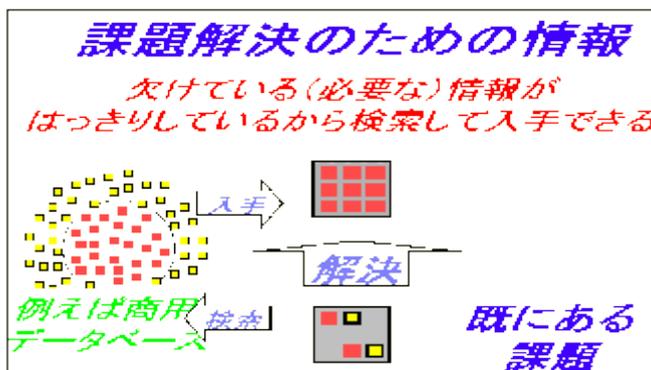
39.筋の良い発明を生む「知的基盤」

問題を解決するための情報とは、

既にあるテーマの場合、未存要素（ここでは、正確には自分たちが持っていない、あるいは知らない要素というべきだが）がはっきりしている。だから、必要な情報を探し出す（検索する）力が十分備わっていれば、存在するすべての情報（初期情報）を対象として、その中から探し出すことができる。

課題を生み出すための情報とは、

入手可能な情報が例え外部に氾濫していても、いま課題が無いときは、どんな情報が必要か解らない。必要な情報が何か解らなければ、外部の初期情報は活用できない。つまり商用データベースは、課題解決のためには有用だが、課題を生み出すためにはそのままでは無力である。情報が、課題を生み出すために活用されるためには、それが入手されたあと記憶され、整理されている必要がある。課題を生み出す力を高めるには、構造化された情報を増やす努力するしかない。（出典：クリヤビュー）



【関連情報】：衰退期・成熟期の研究開発(R&D)を考えるは、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/pdf/20130706-04.pdf)

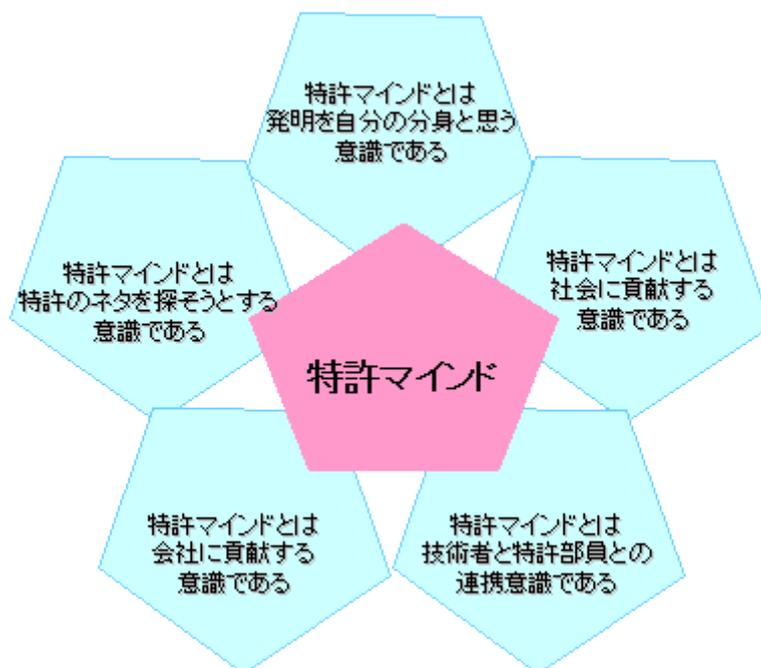
<https://www.ipma-japan.org/pdf/20130706-04.pdf>

40.知財マインドが上がる「知財教育」

技術者への「知財教育」は、自然法則を利用して…といった法令の解釈に囚われず、特許は額縁に入れて飾るのではなく、ビジネス活動の潤滑剤として使うものです。更に特許は、知財部門の為に在るのではなく、技術者の為に在るのです！と、訴えた方が聞いてくれる筈です。

知財の技術者教育の目的は知財に関心を持つ技術者を発掘し、知財支援をすることで、知財力の高い「スター技術者」を増やすことです。「スター技術者」として輝けば、技術者たちの目標となります。目標とされる「スター技術者」には、“特許マインドが高い”という共通点があります。若い技術者達が、自分の価値を上げる大きな武器となるのが「知財力」であることを再認識できれば、その知財教育は大成功です。

因みに社員研修は、自分に必要な「仕事術」を身につけるのが目的です。その機会を生かすのも逃すのも自己責任です。例えば知財教育の場合は、“知財力を高めたい”という、意欲のある「スター候補技術者」を見つけるのが目的で、その足掛かりだと思えば気が楽に成ります。



(資料提供:弁理士 嶋宣之)

【関連情報】:特許とは知財部の為に在るのではなく技術者の為にあるのです、[こちらから](https://www.ipma-japan.org/pdf/20180408-06.pdf)

<https://www.ipma-japan.org/pdf/20180408-06.pdf>